

IV. 市町村ごみ処理状況調査

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

「ごみゼロ社会実現プラン」の策定に当たって、将来あるべき「ごみゼロ社会」の姿や実現に向けた具体的な施策を検討する際の基礎資料とするため、市町村のごみ減量化に関する施策の実施状況や考え方について調査した。

(2) 調査対象

県内全市町村を調査対象とした。

(3) 調査方法

郵送によって調査票を発送、回収した。

(4) 調査期間

平成 16 年 10 月 5 日に調査票を発送し、10 月 22 日を回答期限として回収した。

(5) 回答状況

全市町村から回答を得た。なお、調査票発送直前の 10 月 1 日に合併した志摩市については、旧市町村単位での回答をお願いした。

2. 調査結果

(1) 家庭系ごみの減量・リサイクル施策について

問1 次の品目について、該当する処理方法に を付けてください。

図表 58 品目別処理状況

市町村名	容リ法対象外						容リ法対象											
	生ごみ	せん定枝	新聞	雑誌	衣類 布類	プラスチック	紙パック	段ボール	その他紙製容器	ペットボトル	白色トレイ	その他プラスチック製容器	アルミ缶	スチール缶	生きびん	無色びん	茶色びん	その他びん
津市	1	1	4	4	4	2	4	4	4	3	3	3	4	4	3	3	3	3
四日市市	1	1	4	4	4	2	4	4	4	4	2	2	4	4	3	3	3	3
伊勢市	1	1	4	4	4	1	4	4	4	3	3	3	4	4	4	4	4	3
松阪市	1	1	4	4	4	1,2	4	4	4	3	3	3	4	4	4	4	4	4
桑名市	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
上野市	5	5	4	4	4	5	4	4	4	3	5	5	4	4	4	3	3	3
鈴鹿市	1	1	4	4	4	2	4	4	1	3	2	2	4	4	4	4	4	4
名張市	1	1	4	4	4	2	4	4	4	3	3	2	4	4	4	4	4	3
尾鷲市	1	1	4	4	4	1	4	4	1	3	3	1	4	4	3	3	3	3
亀山市	1	1	4	4	4	1	4	4	1	1,4	1,4	1	4	4	4	4	4	1
鳥羽市	1	1	4	4	1	2	4	4	3	3	3	3	4	4	3	3	3	3
熊野市	1	1	4	4	4	1	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4
久居市	1	1	4	4	4	2	4	4	4	3	3	3	4	4	4	3	3	3
いなべ市(旧員弁町)	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
いなべ市(旧北勢、藤原町)	1	4	4	4	4	1	4	4	4	3	4	1	4	4	4	4	4	4
いなべ市(旧大安町)	1	1	4	4	4	1	4	4	4	3	1	1	4	4	4	4	4	4
多度町	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
長島町	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
木曾岬町	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
東員町	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
菰野町	1	1	4	4	4	1	3	4	3	3	3	3	4	4	3	3	3	3
楠町	1	1	4	4	4	1	4	4	4	3	1	1	4	4	4	4	4	4
朝日町	1	1	4	4	4	2	4	4	4	4	2	2	4	4	4	4	4	4
川越町	1	1	4	4	4	2	4	4	4	4	2	2	4	4	4	4	4	4
関町	1	1	4	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4
河芸町	1	1	4	4	4	2	1	4	1	3	3	3	4	4	3	3	3	3
芸濃町	1	1	4	4	1	2	4	4	4	3	3	3	4	4	3	3	3	3
美里村	1	1	4	4	1	2	4	4	1	3	3	3	4	4	3	3	3	3
安濃町	1	1	4	4	4	2	4	4	4	3	4	3	4	4	3	3	3	3
香良洲町	1	1	4	4	4	2	4	4	4	3	3	3	4	4	3	3	3	3
一志町	1	1	4	4	1	2	4	4	1	3	3	3	4	4	3	3	3	3
白山町	1	1	4	4	1	2	4	4	4	3	3	3	4	4	4	3	3	3
嬉野町	1	1	4	4	1	2	4	4	1	3	3	3	4	4	3	3	3	3
美杉村	1	1	4	4	4	2	1	4	1	3	3	3	4	4	3	3	3	3
三雲町	1	1	4	4	4	2	4	4	4	3	3	3	4	4	4	4	4	3
飯南町	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5	4	4	4	4	4	4

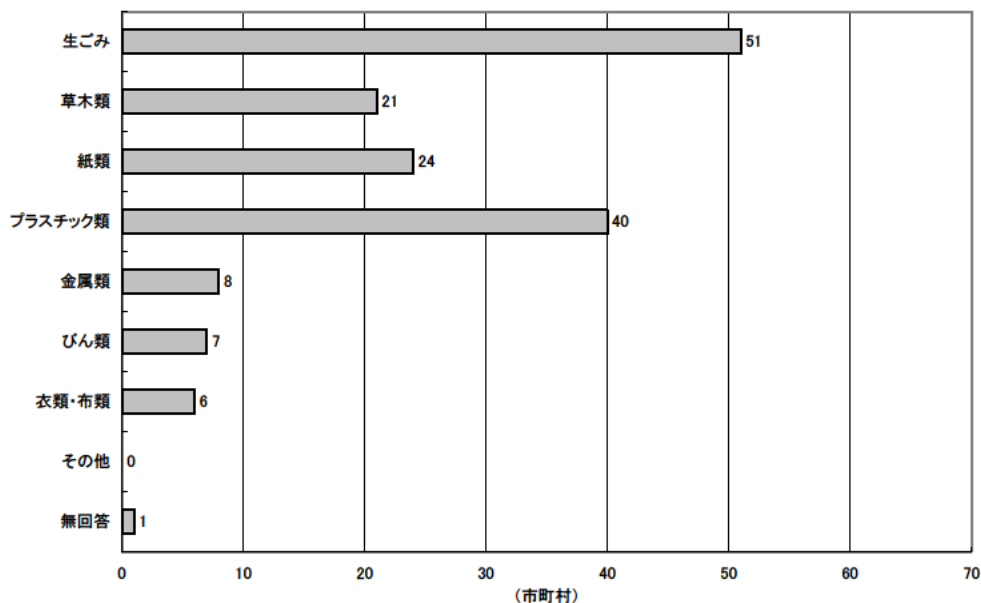
市町村名	容リ法対象外						容リ法対象											
	生ごみ	せん定枝	新聞	雑誌	衣類 布類	プラスチック	紙パック	段ボール	その他紙製容器	ペットボトル	白色トレイ	その他プラ製容器	アルミ缶	スチール缶	生きびん	無色びん	茶色びん	その他びん
飯高町	5	5	4	4	5	5	4	4	5	3	5	5	4	4	4	4	4	4
多気町	1	1	4	4	4	1	4	4	4	3	4	3	4	4	4	4	4	4
明和町	1	1	4	4	4	1	4	4	4	3	3	3	4	4	4	4	4	3
大台町	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5	4	4	4	4	4	4
勢和村	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5	4	4	4	4	4	4
宮川村	5	5	4	4	5	5	4	4	5	3	5	5	4	4	4	4	4	4
玉城町	1	1	4	4	4	1	4	4	4	3	3	3	4	4	4	4	4	3
二見町	1	1	4	4	4	1	4	4	4	3	3	3	4	4	4	4	4	3
小俣町	1	1	4	4	4	1	4	4	4	3	3	3	4	4	4	4	4	3
南勢町	1	1	4	4	4	1	4	4	4	3	3	3	4	4	2	2	2	2
南島町	1	1	4	4	1	1	4	4	1	3	4	1	4	4	4	3	3	3
大宮町	5	5	4	4	5	5	5	4	5	3	5	5	4	4	4	4	4	4
紀勢町	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5	4	4	4	4	4	4
御園村	1	1	4	4	4	1	4	4	4	3	3	3	4	4	4	4	4	3
大内山村	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	5	4	4	4	4	4	4
度会町	1	1	4	4	4	1	4	4	4	3	4	3	4	4	4	4	4	3
伊賀町	5	5	4	4	4	5	4	4	5	3	5	5	4	4	4	3	3	3
鳥ヶ原村	5	5	4	4	4	5	4	4	5	3	5	5	4	4	4	3	3	3
阿山町	5	5	4	4	4	5	4	4	5	3	5	5	4	4	4	3	3	3
大山田村	5	5	4	4	4	5	4	4	4	3	5	5	4	4	3	3	3	3
青山町	1	1	4	4	4	2	4	4	4	3	3	2	4	4	4	4	4	3
浜島町	5	5	4	4	2	2	4	4	5	3	3	3	4	4	4	3	3	3
大王町	1	1	4	4	2	2	4	4	4	3	4	3	4	4	4	2	2	2
志摩町	1	1	4	4	1	2	4	4	1	4	3	3	4	4	4	2	2	2
阿児町	1	1	4	4	1	1	4	4	4	3	3	1	4	4	2	2	2	2
磯部町	1	1	4	4	1	2	4	4	3	3	3	3	4	4	3	3	3	3
紀伊長島町	5	5	4	4	4	5	4	4	5	3	4	5	4	4	4	3	3	3
海山町	5	5	4	4	4	5	4	4	5	3	3	5	4	4	3	3	3	3
御浜町	5	5	4	4	4	2	4	4	5	4	4	5	4	4	4	4	4	4
紀宝町	5	5	4	4	4	2	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4	4	4
紀和町	5	5	4	4	4	2	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4	4	4
鵜殿村	5	5	4	4	4	2	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4	4	4

1:焼却処理、2:埋立処分、3:容リ法ルートで資源化、4:その他ルートで資源化、5:RDF化

問2 家庭系ごみについて、今後重点的に減量・リサイクルに取り組むべきだと考える品目は、次のうちどれですか。（〇は3つまで）

今後重点的に減量・リサイクルすべき家庭系ごみ品目は、「生ごみ」が51市町村と最も多く、「プラスチック類」も40市町村と多い。以下、「紙類」（24市町村）、「草木類」（21市町村）と続く。

図表 59 今後重点的に減量・リサイクルすべき家庭系ごみ品目

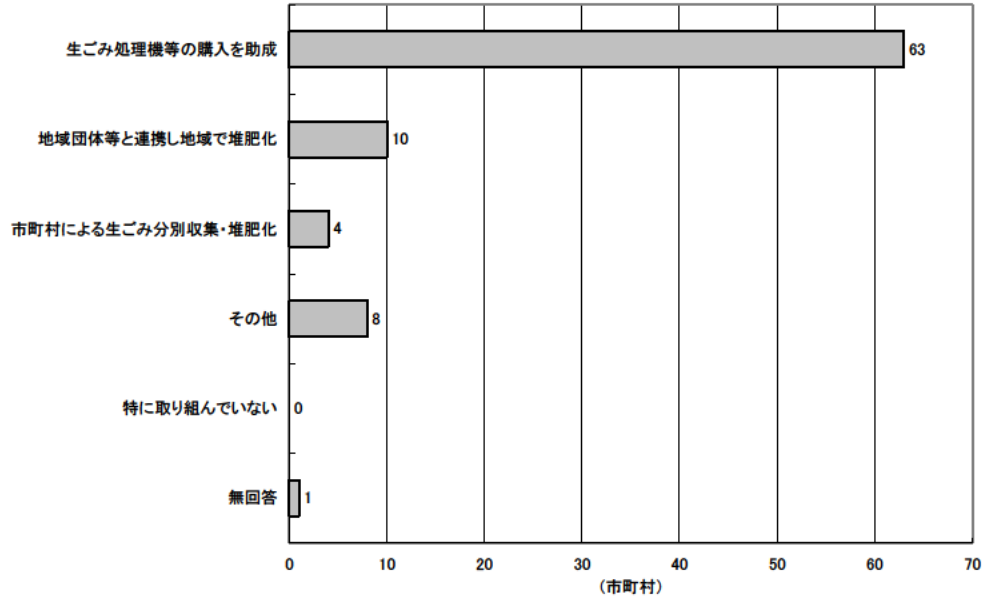


問3 生ごみの堆肥化についてお聞きします。

(1) 生ごみの堆肥化について、現在実施中の取り組みはありますか。（あてはまるすべてに〇）

堆肥化の取り組みについては、「生ごみ処理機等の購入を助成」が63市町村と、ほとんどの市町村で生ごみ処理機等の助成が行われている。「地域団体等と連携し地域で堆肥化」も10市町村ある。

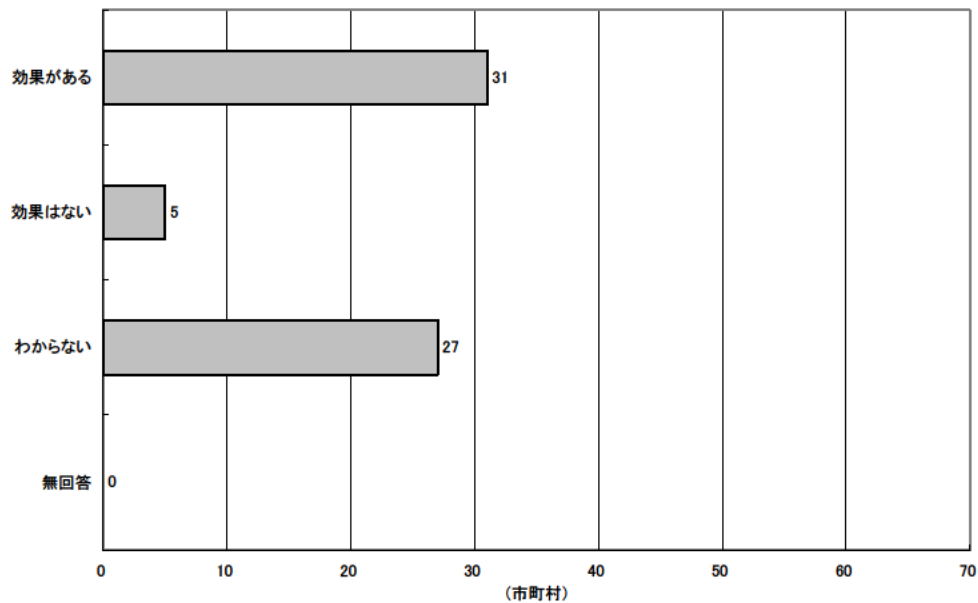
図表 60 堆肥化の取り組み



- (2) ((1)が「1 生ごみ処理機やコンポスト容器の購入助成をしている」場合のみ)
これらの購入助成によるごみ減量の効果は見られますか。(〇は1つ)

購入助成に対する効果については、31 市町村が「効果がある」とし、5 市町村が「効果はない」としている。「わからない」も 27 市町村あり、効果検証がなされていない様子が見えてくる。

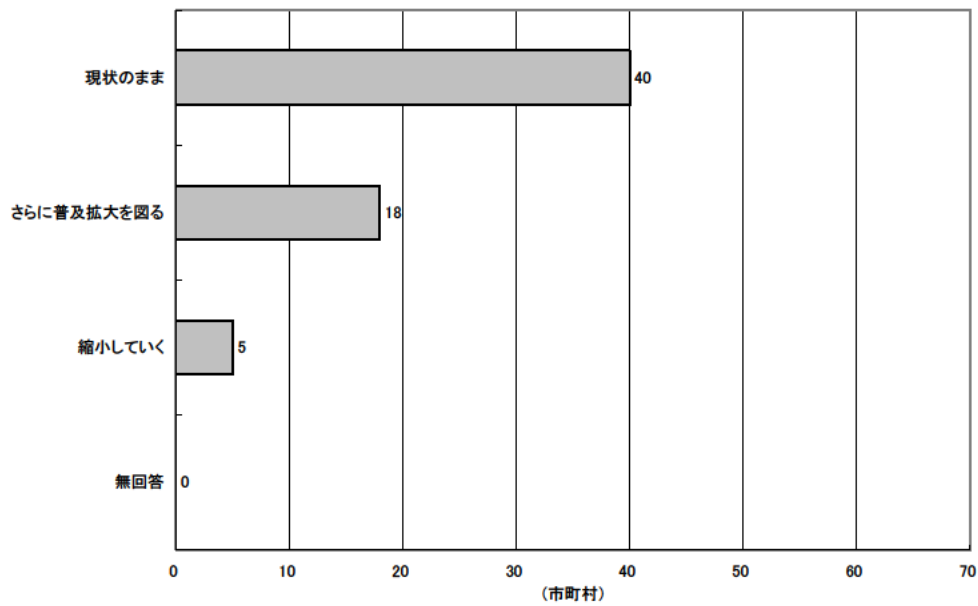
図表 61 購入助成に対する効果



- (3) ((1)が「1 生ごみ処理機やコンポスト容器の購入助成をしている」場合のみ)
この購入助成について、今後どのようにお考えですか。(〇は1つ)

購入助成に対する今後の方針については、40 市町村が「現状のまま」、18 市町村が「さらに普及拡大を図る」とする一方、「縮小していく」は 5 市町村ある。

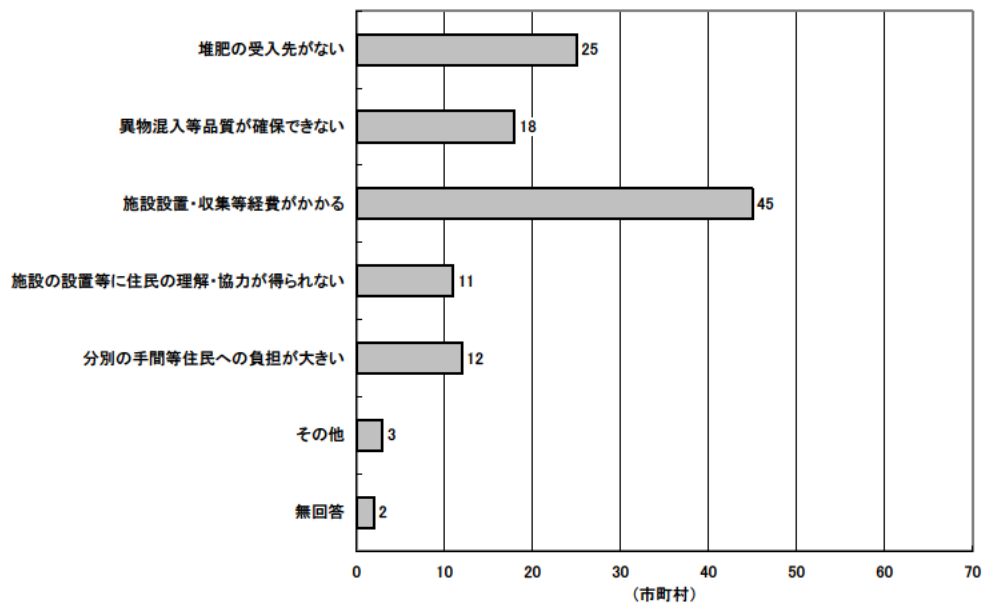
図表 62 購入助成に対する今後の方針



- (4) 市町村が生ごみを分別収集し、直営あるいは委託によって堆肥化するとした場合、どのような課題が考えられますか。(〇は2つまで)

堆肥化システムの課題については、「施設設置・収集等経費がかかる」が 45 市町村と最も多く、以下、「堆肥の受入先がない」(25 市町村)、「異物混入等品質が確保できない」(18 市町村)と続く。

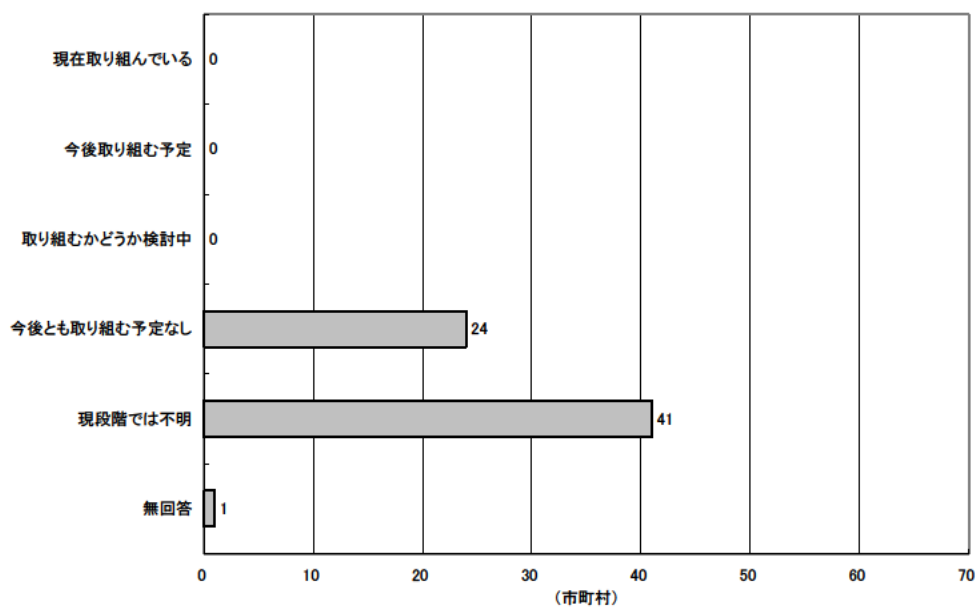
図表 63 堆肥化システムの課題



- (5) 生ごみ飼料化に取り組んでいますか。また今後取り組む予定はありますか。(〇は1つ)

飼料化の取り組みについては、「現段階では不明」が 41 市町村と最も多い。「今後とも取り組む予定なし」は 24 市町村ある。

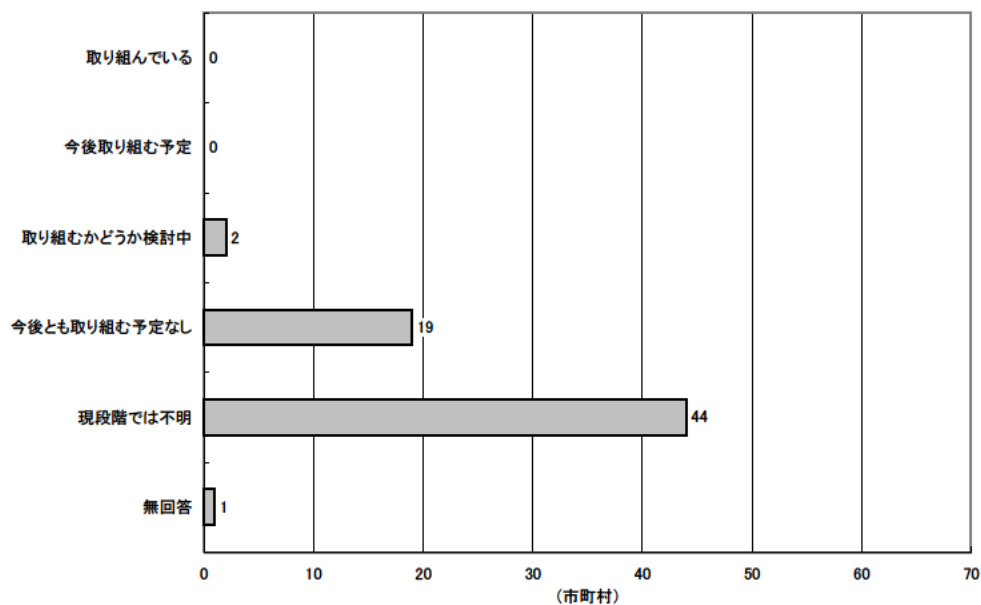
図表 64 飼料化の取り組み



(6) 生ごみのバイオガス化に取り組んでいますか。また今後取り組む予定はありますか。(○は1つ)

バイオガス化の取り組みについては、「現段階では不明」が 44 市町村と最も多い。「今後とも取り組む予定なし」は 19 市町村、「取り組むかどうか検討中」は 2 市町村ある。

図表 65 バイオガス化の取り組み

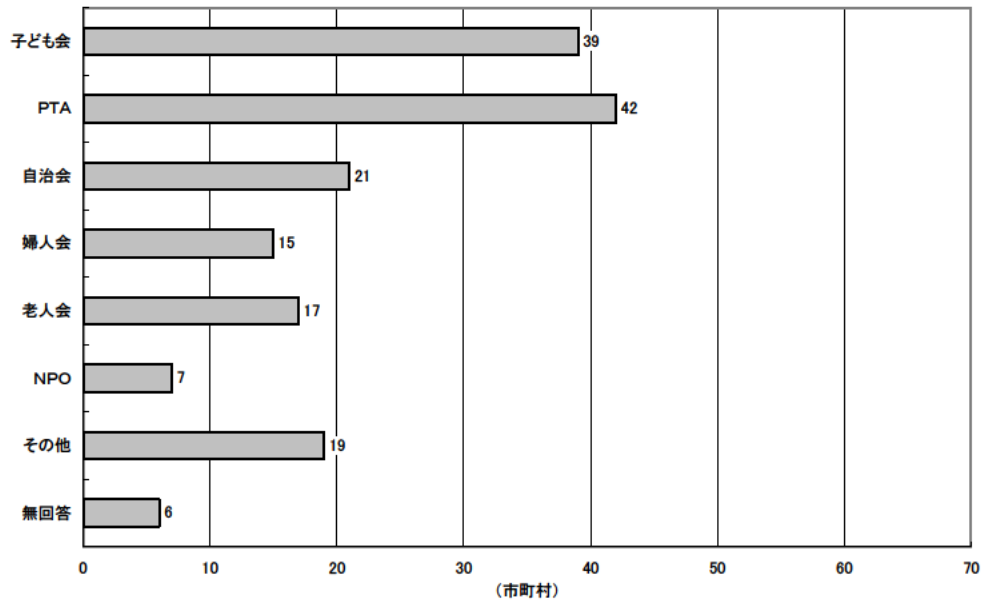


問4 集団回収についてお聞きします。

(1) どのような団体が集団回収に取り組んでいますか。(あてはまるすべてに○)

集団回収実施団体については、「PTA」をあげるのが42市町村、「子ども会」が39市町村となっている。以下、「自治会」(21市町村)、「老人会」(17市町村)、「婦人会」(15市町村)と続く。

図表 66 集団回収実施団体

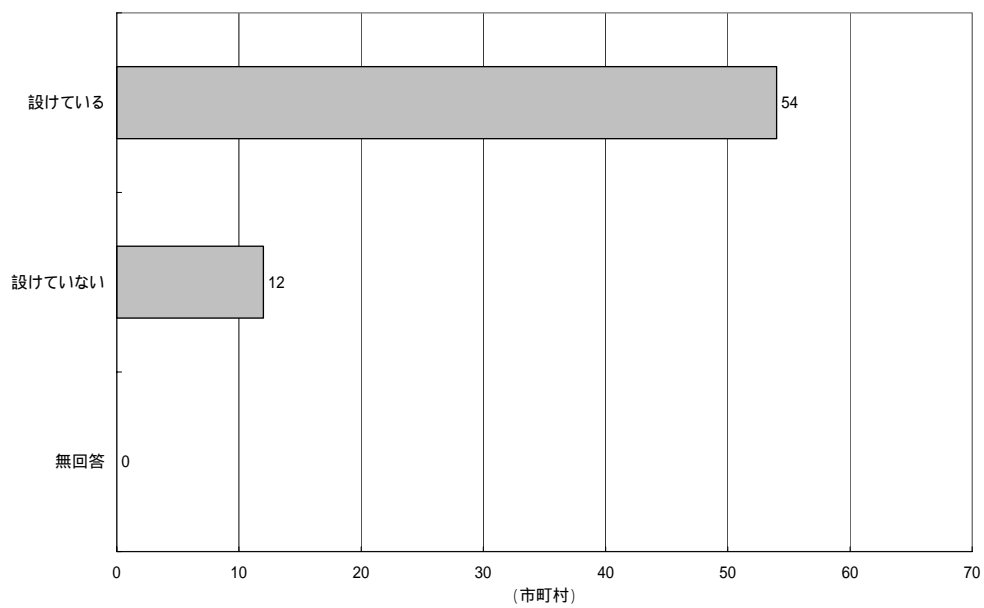


(2) 集団回収活動に対する助成制度を設けていますか。(○は1つ)

集団回収助成制度の設置状況については、「設けている」ところが54市町村、「設けていない」ところが12市町村となっている。

助成単価は、kg 当たり2~6円の市町村が多くなっている。

図表 67 集団回収助成制度の設置状況



図表 68 集団回収に対する助成額

市町村名	集団回収助成単価
津市	4.5 円/kg
四日市市	5 円/kg
伊勢市	4 円/kg
松阪市	-
桑名市	2 円/kg
上野市	2 円/kg
鈴鹿市	5 円/kg、雑誌のみ 7 円/kg
名張市	-
尾鷲市	5 円/kg
亀山市	4 円/kg
鳥羽市	5 円/kg
熊野市	4 円/kg
久居市	6 円/kg
いなべ市	5 円/kg
多度町	5 円/kg
長島町	5 円/kg
木曽岬町	4 円/kg
東員町	6 円/kg
菰野町	2.5 円/kg
楠町	4 円/kg
朝日町	2 円/kg
川越町	5 円/kg
関町	5 円/kg
河芸町	5 円/kg
芸濃町	5 円/kg
美里村	6 円/kg
安濃町	7 円/kg
香良洲町	5 円/kg
一志町	7 円/kg
白山町	8 円/kg
嬉野町	6 円/kg
美杉村	8 円/kg
三雲町	5 円/kg
飯南町	紙類 5 円/kg、雑誌 7 円/kg、びん類 4 円/本
飯高町	紙・布類・缶 6 円/kg、びん類 4 円/本
多気町	5 円/kg
明和町	5 円/kg
大台町	紙・布・缶類 5 円/kg、びん類 2 円/本
勢和村	4 円/kg
宮川村	新聞・ダンボール・缶 5 円/kg、紙パック・雑誌類 7 円/kg、びん 4 円/本
玉城町	3 円/kg
二見町	4 円/kg
小俣町	4 円/kg
南勢町	乾電池のみ 8 円/個
南島町	-
大宮町	紙類 5 円/kg、缶類 3 円/kg、びん類 2 円/kg
紀勢町	紙 5 円/kg、缶 3 円/kg、びん 2 円/本
御園村	ダンボール・雑誌・新聞・布・缶・紙パックは 6 円/kg、びんは 3 円/本

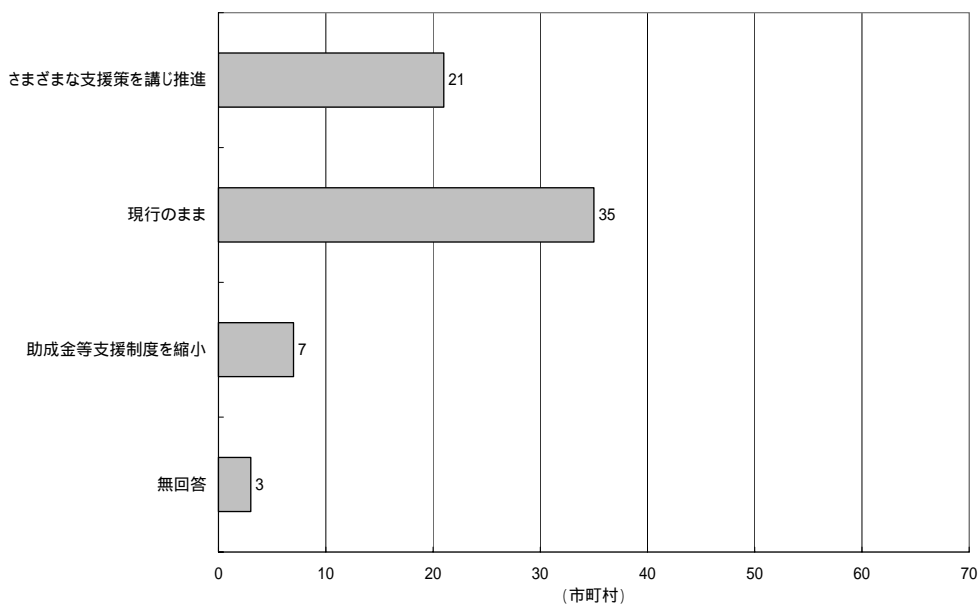
市町村名	集団回収助成単価
大内山村	紙 5 円/kg、缶 3 円/kg、びん 2 円/本
度会町	-
伊賀町	3 円/kg
島ヶ原村	3 円/kg
阿山町	3 円/kg
大山田村	3 円/kg
青山町	3 円/kg
浜島町	-
大王町	-
志摩町	5 円/kg
阿児町	8 円/kg
磯部町	-
紀伊長島町	5 円/kg
海山町	-
御浜町	-
紀宝町	-
紀和町	-
鵜殿村	-

「-」は助成なし

(3) 今後の集団回収活動について、どのようにお考えですか。(は1つ)

集団回収に対する今後の方針については、「現行のまま」が 35 市町村、「さまざまな支援策を講じ推進」が 21 市町村あり、両者をあわせると今後も実施する市町村が 56 市町村になる。一方、「助成金等支援制度を縮小」は 7 市町村ある。

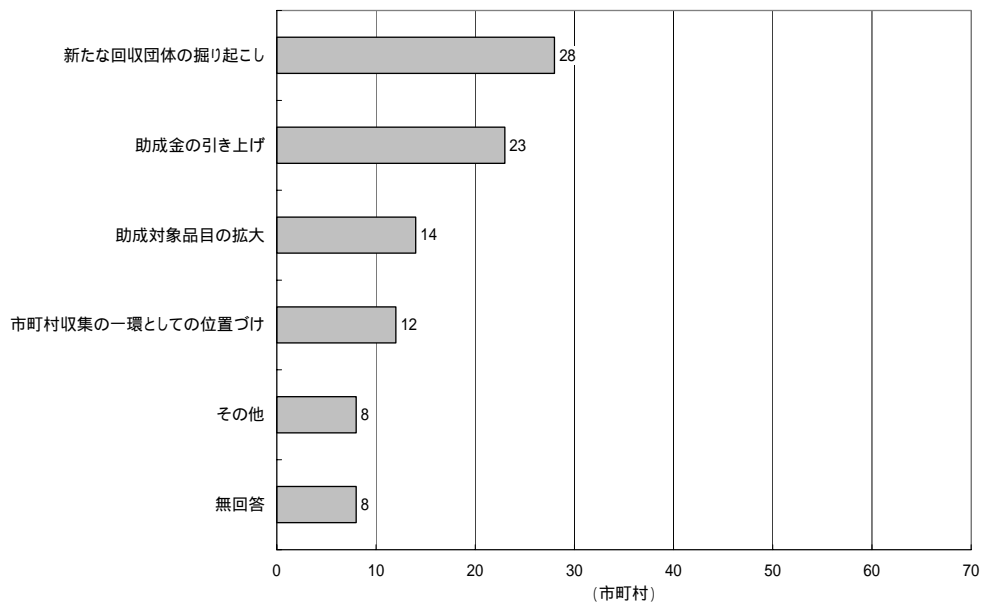
図表 69 集団回収に対する今後の方針



(4) 集団回収活動を活性化するためには、どのような施策が必要だと考えますか。(は2つまで)

集団回収活性化方策については、「新たな回収団体の掘り起こし」が 28 市町村と最も多く、以下、「助成金の引き上げ」が 23 市町村、「助成対象品目」が 14 市町村と制度の拡充に関する方策が続く。

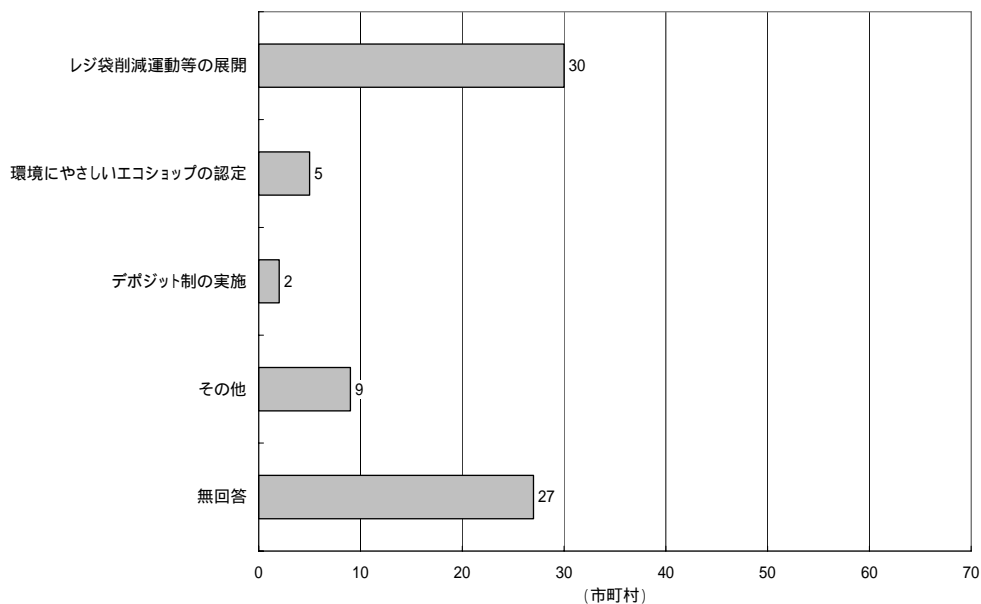
図表 70 集団回収活性化方策



問 5 ごみ減量・リサイクル促進策として次の取り組みをしていますか。(あてはまるすべてに)

ごみ減量化施策の実施状況については、「レジ袋削減運動等の展開」が最も多く 30 市町村ある。その他の意見では、ごみ減量化協力店制度、市民へのごみ減量・リサイクルの啓発活動、出前トーク、リサイクルマーケット、衣料品・毛布・タオル等の回収・海外支援、廃食油の代替燃料化などが見られる。

図表 71 ごみ減量化施策実施状況

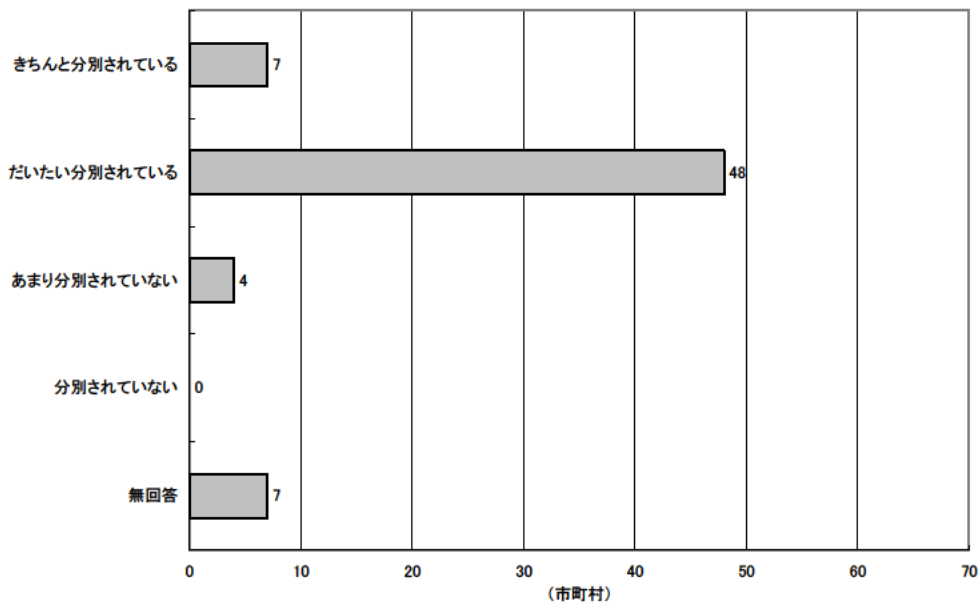


(2) 分別ルールについて

問6 家庭から出されるごみはきちんと分別されていますか。(○は1つ)

家庭ごみの分別状況については、「だいたい分別されている」が48市町村と最も多く、「きちんと分別されている」の7市町村をあわせて、55市町村が「分別は良好」と判断している。

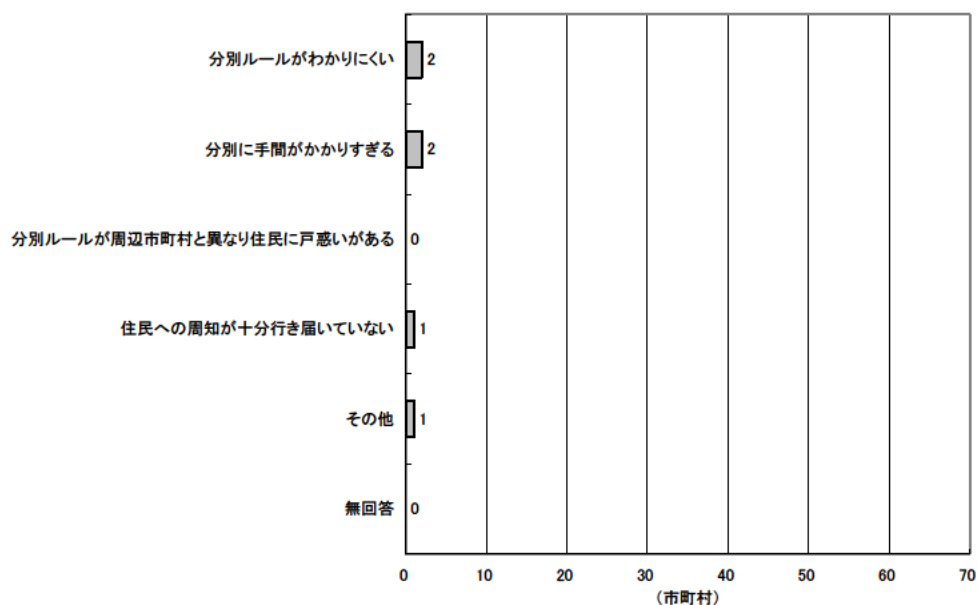
図表 72 家庭ごみの分別状況



問7 (問6が「3 あまり分別されていない」「4 分別されていない」場合のみ)
きちんと分別されていない理由としてどのようなことが考えられますか。(○は2つまで)

家庭ごみ分別不徹底の理由としては、「分別ルールがわかりにくい」、「分別に手間がかかりすぎる」がそれぞれ2市町村となっている。

図表 73 家庭ごみ分別不徹底の理由

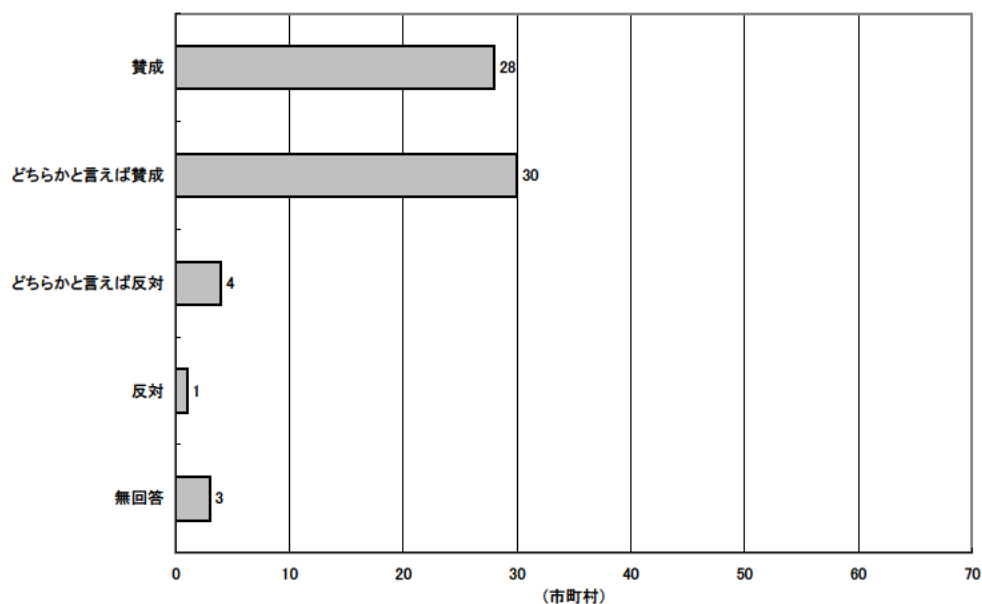


問 8 分別ルールを統一することについてお聞きします。

(1) 貴自治体では周辺市町村と分別ルールを統一することについてどう考えますか。(〇は1つ)

分別ルールの統一については、「賛成」が 28 市町村、「どちらかといえば賛成」が 30 市町村と、58 市町村が肯定的にとらえている。

図表 74 分別ルールの統一に対する考え方



(2) 賛成、あるいは反対の理由を具体的にお聞かせください。

賛成、反対の具体的意見については、賛成意見では、住民にわかりやすく転入者等の混乱を防止できるため、すでに一部事務組合等広域で実施しているためなどが多く見られる。また、統一は望ましいが、ごみ処理の実情が市町村ごとに異なるため条件整備の面で難しいといった中間意見も多い。反対意見は処理方式が異なるため困難などの意見である。

賛成意見

- 現在、広域でごみ処理を行っているが、広域管内においても、分別のルールが異なるので、住民からの問い合わせに困る。分別ルールを統一することで、広い範囲での施策が行える。
- 市民の分別に関する考え方が統一される。周辺市町村と意見の交換ができる。
- どこに住んでもわかりやすい。
- 市町村間で分別品目が異なれば、市外からの転入者が混乱するため。
- リサイクルプラザ整備による広域化処理が必要。
- 統一したほうが、住民も理解しやすい。
- 処理施設(方法)が同じであれば、分別ルールは統一すべき。
- 引越し先で、ごみの分別ルールが異なることになる。
- 広域清掃組合を構成している市町で分別ルールを統一しているので、住民に対して理解は得やすい。
- 今後の廃棄物処理は、広域すべき。
- 中間処理施設あるいは最終処理場が各々確保されているという条件で、どちらかと言えば賛成。ちなみに当町にはありませんが…。
- ルールが統一されていることにより、転出しても同じ出し方になる。市町村間でも協議できる。
- 焼却施設の処理方法により、統一できない面もあるが、周辺市町村と統一することにより、周辺市町村からの転入者等の分別に対する混乱が防げるとともに、住民に対しての説明においても有効であると考えられる。
- 住民運動に伴う住民の利便性を考えると、ある一定の統一があるべきと考えるため。ただし、予算上の制約はある。
- 分別ルールを統一することにより、住民の戸惑いが減ると考えられる。
- 市町村合併を控え、各市町村の格差をなくすため。
- 転入者等への説明や具体的施策の相談等が取り組み易い。
- 処理施設が組合(一組)運営のため。
- ごみの分別は種類が多様で、周辺市町村とルールが違くと、混乱を招きかねない。
- 統一することにより、住民の方の戸惑いがなくなる。
- 現制度では、処理方法により仕方がないことと考えますが、収集運搬に工夫が可能であれば、できるだけ広域化し、処理場の数を少なくし分別ルールの統一ができれば理想と思う。
- ゴミのリサイクルや減量化に取り組むうえで、ある程度の分別ルールの統一は必要と考える。分別の少ない自治体から転入してきた人が細かな分別ルールになじめず、なかなか協力が得られなかった。
- この地域で広域環境組合を構成しており、構成市町村間でも分別ルールが統一されておらず、住民等からも苦情があるため。
- 周辺市町村との交流が多くなる。
- 転入、転出の際、住民がとまどう。
- 組合を構成しているが(広域)、分別ルールが統一されていない。
- 住民からすれば、統一されている方がわかりやすいから。
- ムダがなく、効率的なごみ収集ができる。
- ごみ処理は一部事務組合で行っているため。
- ごみの分別意識が高まる。
- 合併による新市誕生により、分別ルールを統一すべきである。
- いい町の参考になるし旧町の温度差の解消につながる。

- 周辺市町村住民の分別意識統一ができる。
- あまりに違うと、転入した場合に戸惑う。

中間意見

- 方向として分別ルール「統一」は望ましいと思う。ただし、条件整備が難しい。
- リサイクルは全国统一の方が分かりやすく良いと思う。ただし施設での受け入れの問題があるので現状では難しいと思われる。
- 本市の分別に統一してもらえれば一番良いが、緩和することは問題。強化することは、市民の理解を得ることが、むずかしそう！新たな施設整備が必要となる。
- 統一した方が、資源として排出する際に量が多くなり、リサイクルが促進される。ただ、ごみ処理施設の種別により排出方法が必然的に決まっている場合もあり、一概に統一できないところもある。
- 分かりやすいので賛成であるが、今と全く違うルールであれば、住民が混乱するので好ましくないと考えます。
- 周辺市町村からの転入者に分かりやすいが、各市町村によりごみ処理の実情が異なるため、分別ルールを統一することは困難である。
- 市町村のバランスを取るにより、リサイクルを進めやすくなる。ただし、34530 会で、H12 年ごろ三泗地区で実践したが、達成できなかった。原因は処理場の受け入れルールが統一されていないことが、大きな要因である。
- 現在、広域組合でごみ処理を実施しているため、周辺市町村と分別ルールを統一する方が住民の理解を得やすいと思う。しかし、現状の分別ルールを変更すると混乱が生じる恐れがある。

反対意見

- ごみ処理の方式が異なる(例えば、焼却と RDF 化)のに、分別ルールの統一は困難である。
- 分別ルールを統一するのは、住民の理解が不可欠であり、また、収集方法・ステーションの形態・処理施設の整備等、経費が必要となる。

(3) 家庭系可燃ごみの有料制について

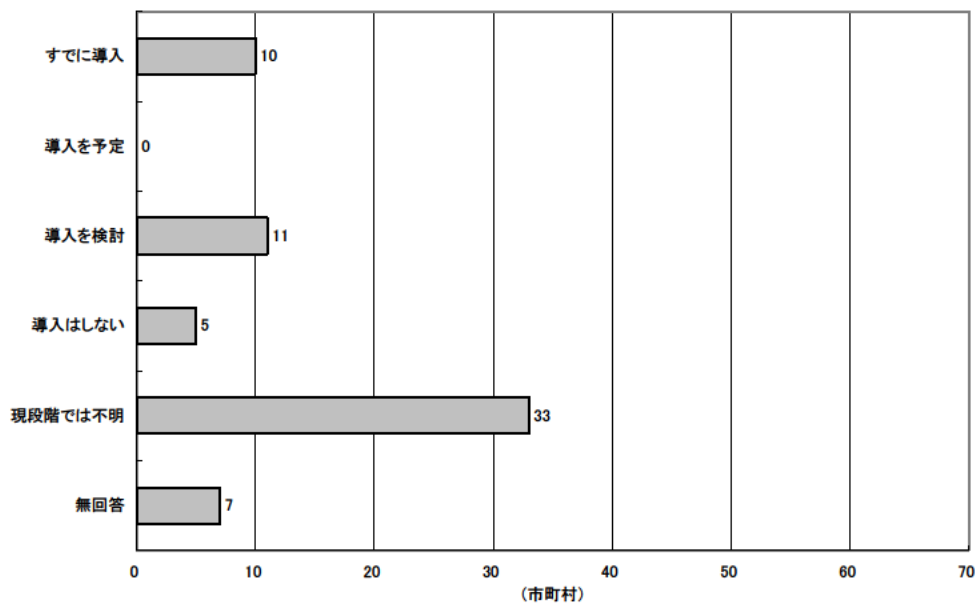
問9 家庭系可燃ごみの有料制についてお聞きします。

※ ここで言う「有料制」とは、単なる指定袋制ではなく、ごみ処理手数料を徴収するしくみを言います。環境省・中央環境審議会は有料化に関する検討に着手し、来年ははじめにも基本方針をまとめる予定です。

(1) 貴自治体ではごみの有料制を導入していますか。(○は1つ)

有料制の導入状況については、「すでに導入」が10市町村、「導入を検討」が11市町村ある。「現段階では不明」は33市町村と最も多く、「導入はしない」は5市町村となっている。

図表 75 有料制の導入状況



(2) ((1)が「1すでに導入済み」の場合のみ)

手数料金額はいくらですか。袋のサイズとその金額をご記入ください。

有料化市町村におけるごみ処理手数料は、40～45リットルの袋で30～50円が最も多く、最も低い桑名市では15円、最も高い南勢町、浜島町、志摩町、阿児町では100円となっている。

図表 76 有料化市町村のごみ処理手数料

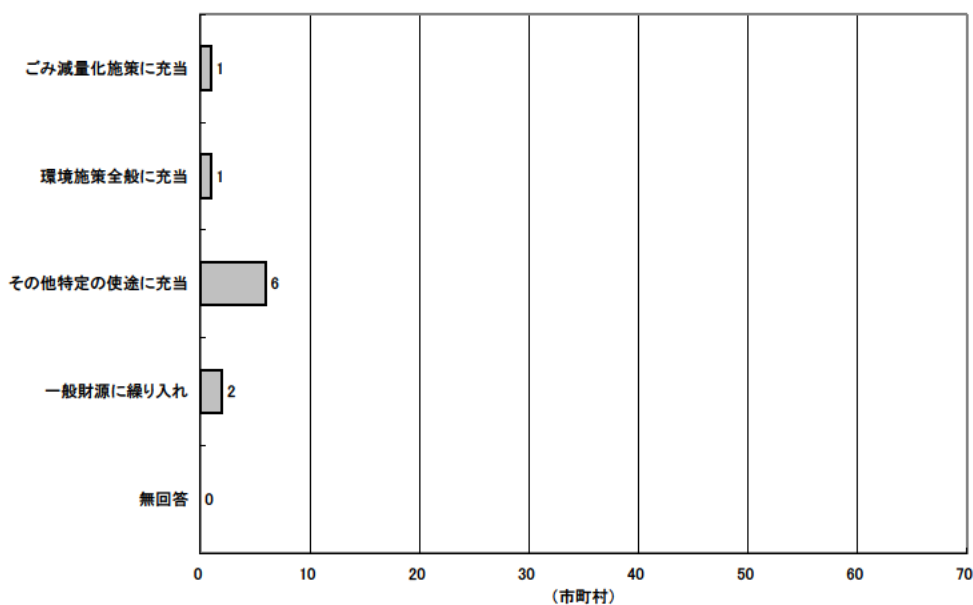
市町村名	手数料金額
桑名市	可燃:45リットル 15円、不燃:25リットル 15円、プラスチック:50リットル 15円
多度町	40リットル 36円、25リットル 25円
長島町	40リットル 35円、25リットル 25円
木曾岬町	40リットル 30円、25リットル 20円
南勢町	45リットル 100円、30リットル 50円、15リットル 30円
浜島町	40リットル 100円、20リットル 50円、10リットル 35円
大王町	40リットル 40円、20リットル 20円、10リットル 10円
志摩町	40リットル 100円、20リットル 50円
阿児町	40リットル 100円、20リットル 50円
磯部町	40リットル 22円、30リットル 17円、20リットル 15円

※ 平成15年9月末現在

- (3) ((1)が「1 すでに導入済み」「2 導入を予定」の場合のみ)
 徴収した手数料はどのように使われていますか、使われる予定ですか。(○は1つ)

導入済み市町村における徴収した手数料の用途については、「ごみ減量化施策に充当」が1市町村、「環境施策全般に充当」が1市町村、「一般財源に繰り入れ」が2市町村あり、「その他特定の用途に充当」が6市町村となっている。「その他特定の用途」では、ごみ処理費用や清掃工場の財源などがあげられている。

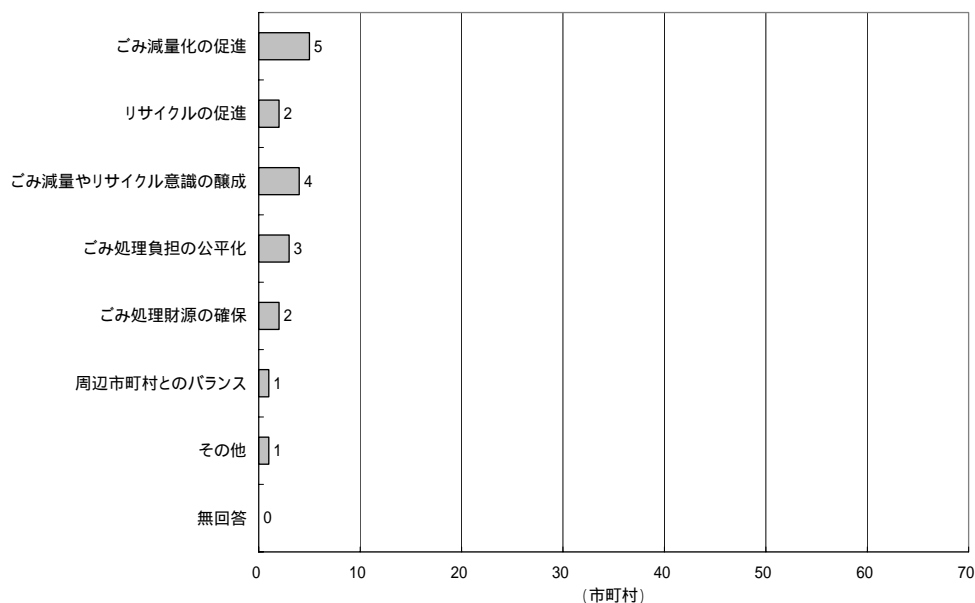
図表 77 徴収した手数料の用途



- (4) ((1)が「1 すでに導入済み」「2 導入を予定」の場合のみ)
 有料制を導入した、あるいは導入を予定する目的は何ですか。(○は2つまで)

導入済み市町村の有料制導入目的については、「ごみ減量化の促進」が5市町村、以下、「ごみ減量やリサイクル意識の醸成」(4市町村)、「ごみ処理負担の公平化」(3市町村)と続く。

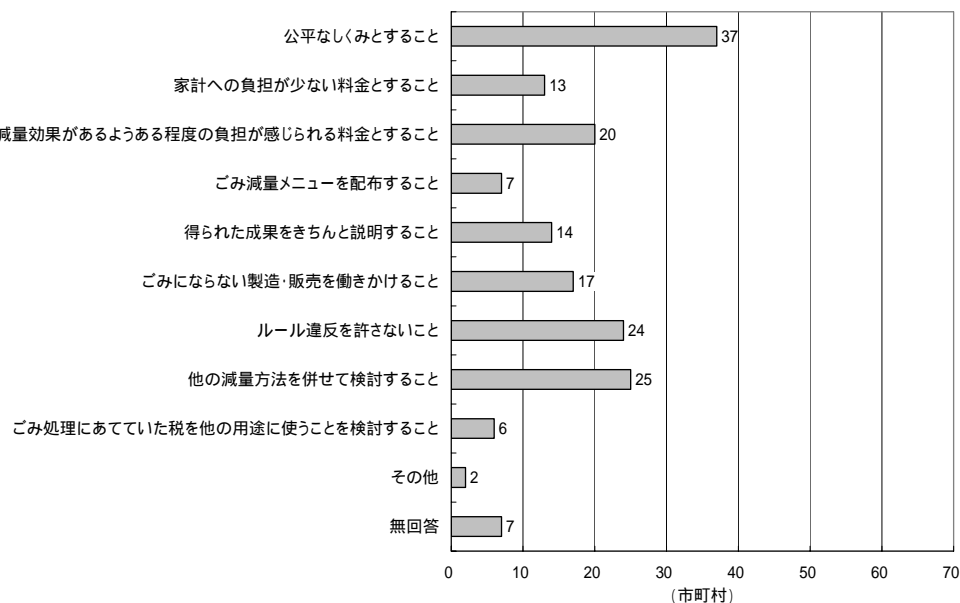
図表 78 有料制導入の目的(導入済・導入予定市町村)



- (5) ごみ有料化を検討する際、どのような点を重視すべきだと考えますか。
(は重要なもの3つまで)

有料化にあたって重視すべき点については、「公平なくみとすること」が 37 市町村と最も多く、以下、「他の減量方法を併せて検討すること」(25 市町村)、「ルール違反を許さないこと」(24 市町村)、「減量効果があるようある程度の負担が感じられる料金とすること」(20 市町村)と続く。

図表 79 有料化にあたって重視すべき点

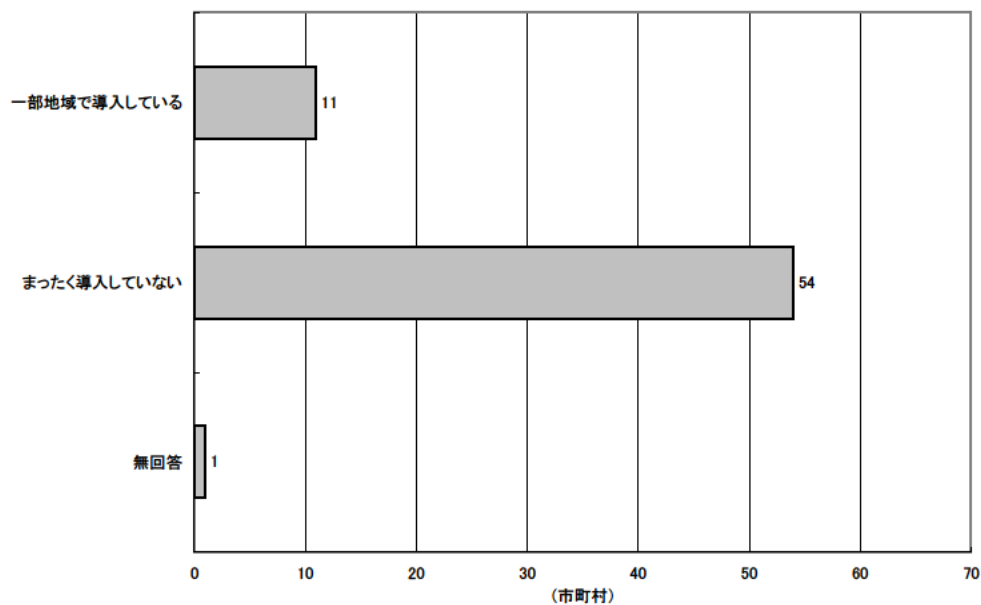


(4) 戸別収集について

問 10 可燃ごみについて、ごみを集積所ではなく玄関先から収集する戸別収集を導入していますか。
(○は1つ)

戸別収集については、「まったく導入していない」が54市町村、「一部地域で導入している」が11市町村ある。

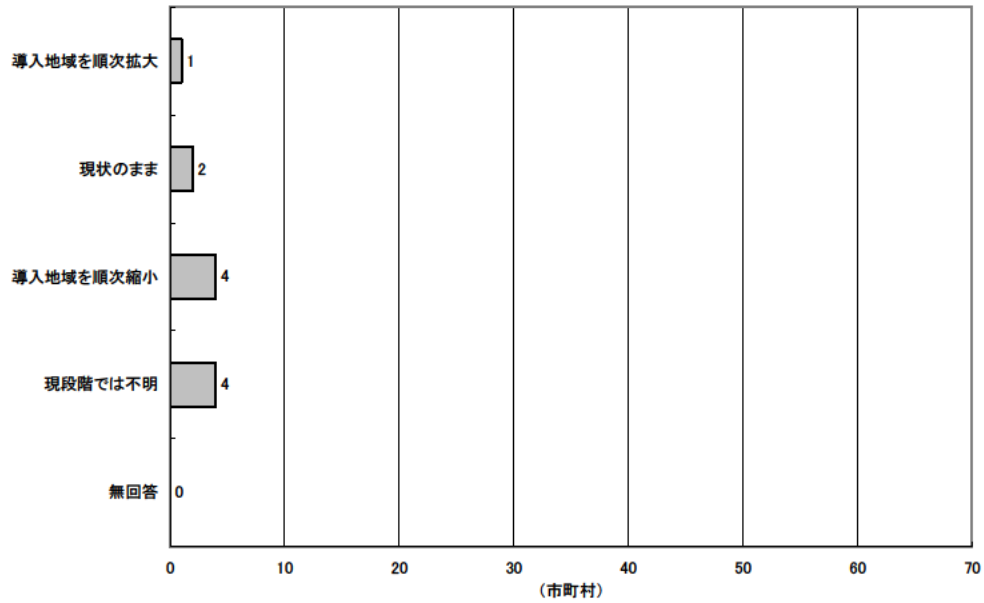
図表 80 戸別収集実施状況



問 11 (問 10 が「1 一部地域で導入している」場合のみ)
今後の戸別収集について、どのような方針を持っていますか。(〇は1つ)

導入済み市町村における今後の戸別収集方針については、「導入地域を順次縮小」、「現段階では不明」が同数で、それぞれ4市町村となっている。

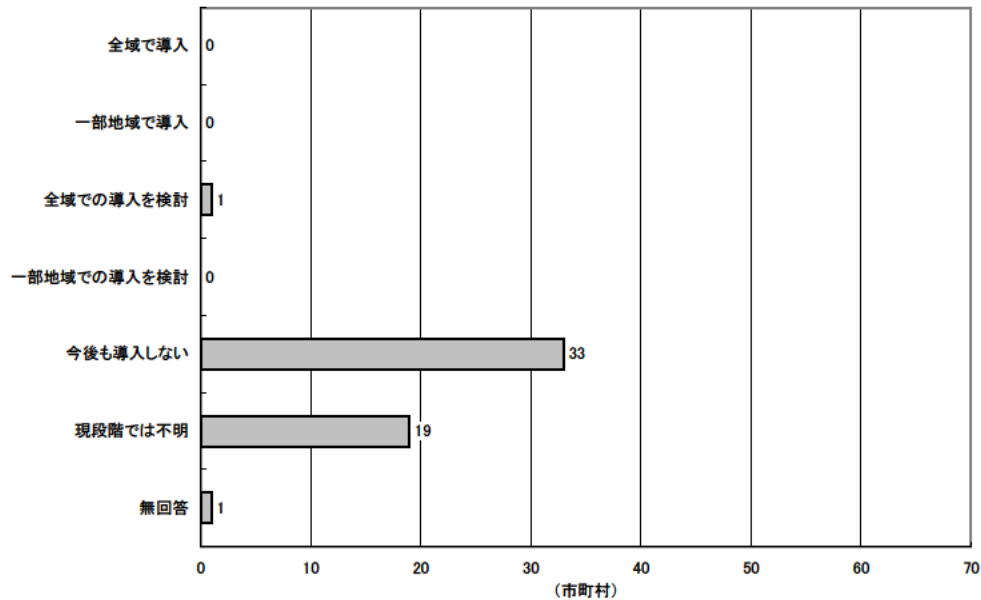
図表 81 戸別収集に対する今後の方針(導入済み市町村)



問 12 (問 10 が「2 まったく導入していない」場合のみ)
戸別収集について、今後どのような方針を持っていますか。(○は1つ)

戸別収集を導入していない市町村における今後の導入方針については、「今後も導入しない」が 33 市町村と最も多く、「現段階では不明」は 19 市町村となっている。

図表 82 戸別収集に対する今後の方針(未導入市町村)

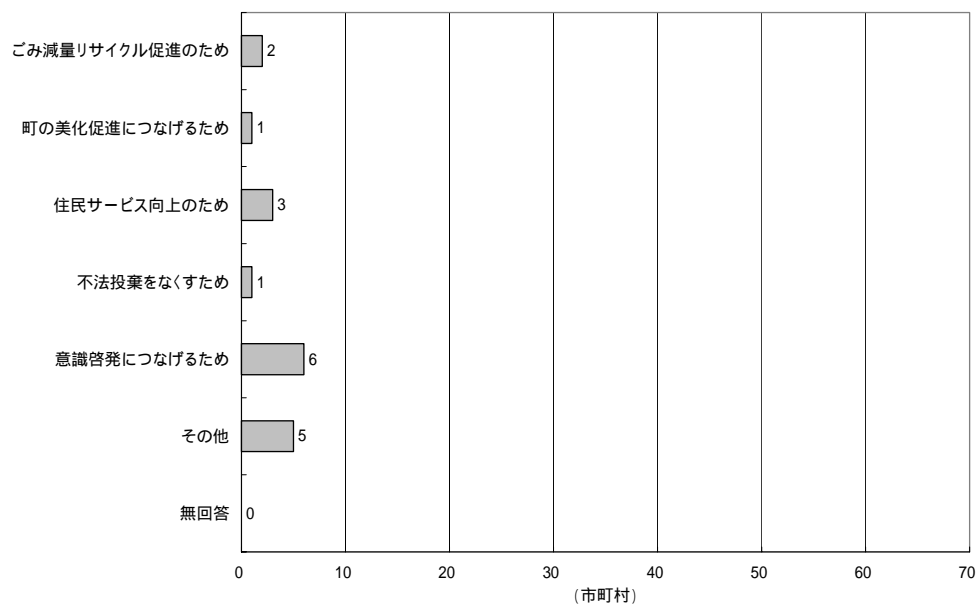


問 13 (問 10 が「1 一部地域で導入している」、あるいは問 12 が「1 全域で導入する予定」「2 一部地域で導入する予定」「3 全域での導入について検討する予定」「4 一部地域での導入について検討する予定」の場合のみ)

導入している、あるいは導入を予定する目的は何ですか。(○は2つまで)

戸別収集を導入済み、あるいは導入予定・検討予定の市町村における導入の目的については、「意識啓発につなげるため」が 6 市町村、「住民サービス向上のため」が 3 市町村となっている。

図表 83 戸別収集導入目的(導入済・導入予定市町村)

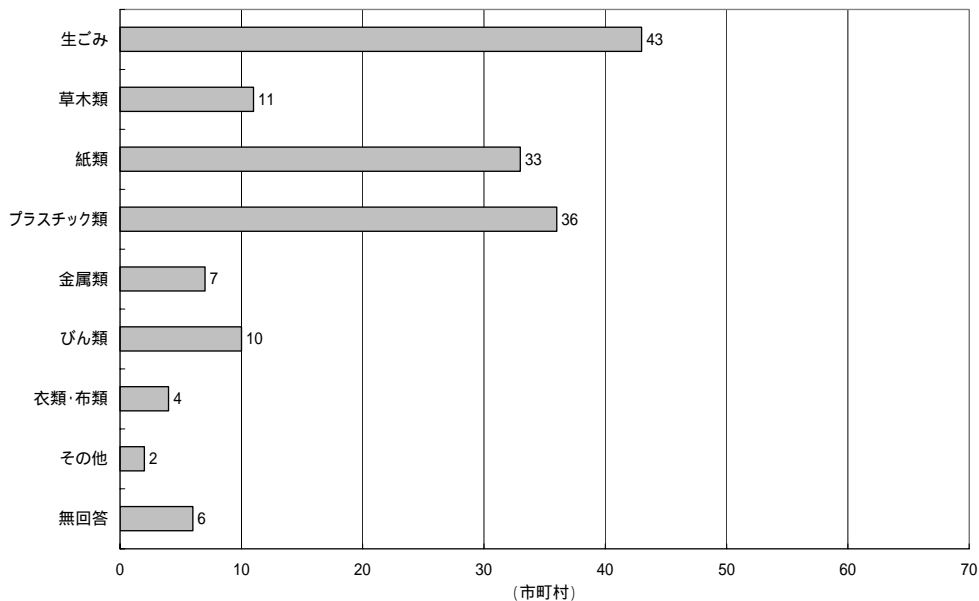


(5) 事業系ごみ(産廃除く)の減量・リサイクル施策について

問 14 事業系ごみについて、今後重点的に減量・リサイクルに取り組むべきだと考える品目は、次のうちどれですか。(は3つまで)

今後重点的に減量・リサイクルすべき事業系ごみ品目については、「生ごみ」が 43 市町村と最も多く、以下、「プラスチック類」(36 市町村)、「紙類」(33 市町村)と続く。家庭系ごみとほぼ同様の品目が対象として考えられている。

図表 84 今後重点的に減量・リサイクルすべき事業系ごみ品目

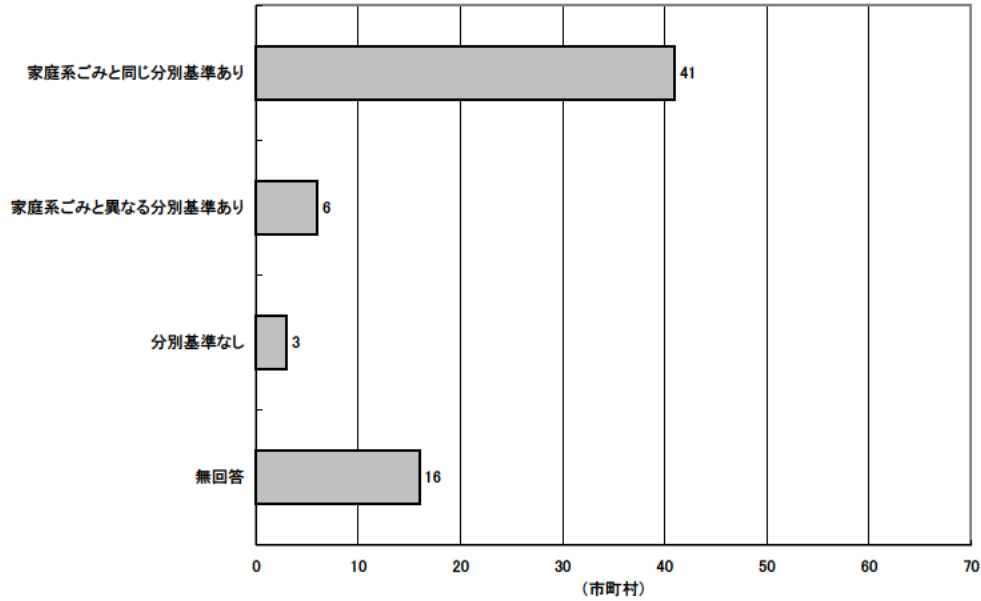


問 15 事業系ごみの排出ルールについてお聞きします。

(1) 事業系ごみを受け入れる際、分別基準はありますか。(は1つ)

事業系ごみ受入基準については、41 市町村が「家庭系ごみと同じ分別基準あり」となっている。

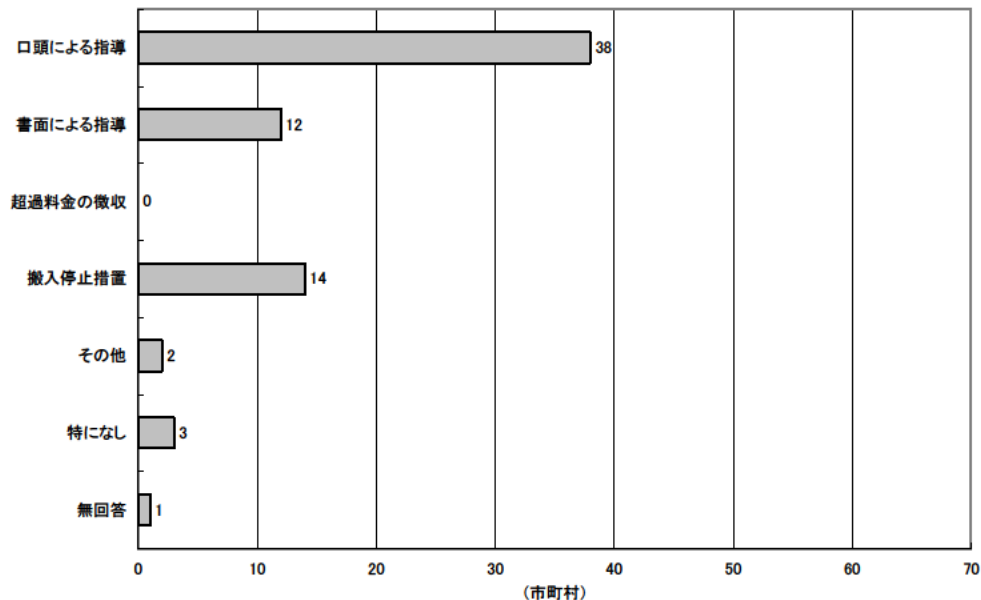
図表 85 事業系ごみ受入基準



- (2) ((1)が「1 家庭系ごみと同じ分別基準で受け入れている」「2 家庭系ごみとは異なる分別基準で受け入れている」場合のみ)
 上記ルールを守らない搬入者に対してどのような措置を講じていますか。
 (あてはまるすべてに○)

違反者への措置については、「口頭による指導」が 38 市町村と最も多く、以下、「搬入停止措置」(14 市町村)、「書面による指導」(12 市町村)と続く。

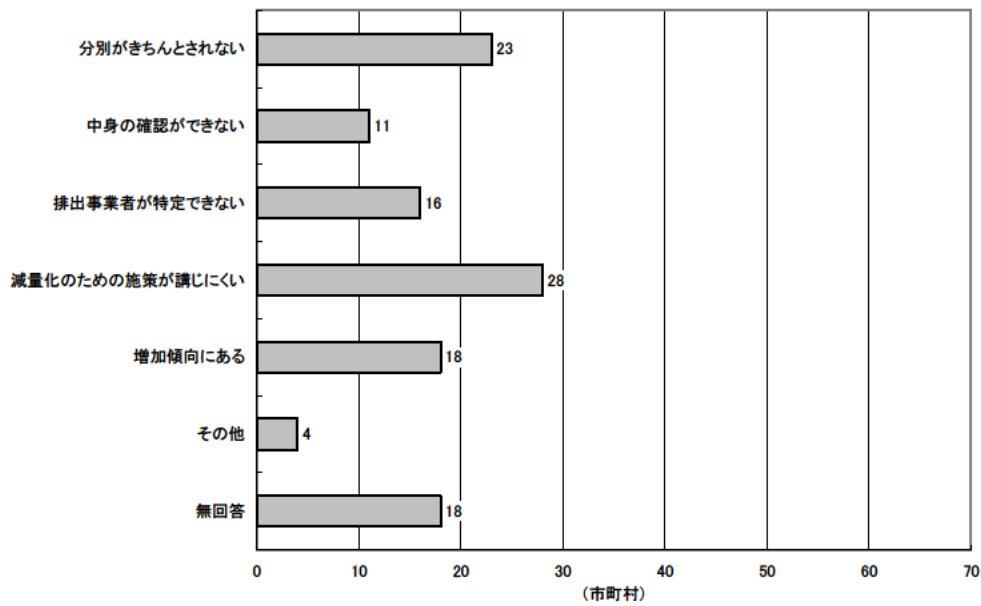
図表 86 違反者への措置



- (3) 事業系ごみに関し、どのような問題点がありますか。(○は3つまで)

事業系ごみの問題点としては、「減量化のための施策が講じにくい」が 28 市町村と最も多く、以下、「分別がきちんとされない」(23 市町村)、「増加傾向にある」(18 市町村)、「排出事業者が特定できない」(16 市町村)と続く。

図表 87 事業系ごみの問題点



問 16 ごみ処理手数料についてお聞きします。

(1) 施設で受け入れるごみの処分単価はいくらですか。

事業系ごみの処理手数料(受け入れ単価)については、多くの市町村で重量による設定がなされている。

図表 88 ごみ処理手数料(施設での受け入れ単価)

市町村名	ごみ処分単価
津市	可燃:20kg 以下 300 円、20kg を超える際、10kg 増すごとに 150 円を 300 円に加算してゆく 不燃:車両の最大積載量が 500kg 未満は 5,000 円、500kg 以上 1t 未満の車両は 8,500 円、 1t 車両は 17,000 円、1t を越える際は 500kg 増すごとに 8,500 円を 17,000 円に加算
四日市市	搬入量が 100kg 以下のとき 1,100 円、搬入量が 100kg を超えるとき 10kg 当たり 105 円(10kg 未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる)
伊勢市	160kg 未満は無料、160kg は 1,680 円、160kg を超える場合は 20kg ごとに 210 円を 1,680 円に加算
松阪市	10kg までは 100 円、10kg ごとに 100 円を加算
桑名市	100kg 以下 1,500 円、100kg を超えるとき 10kg 当たり 150 円
上野市	可燃ごみ 50kg500 円。金属、紙、布、ビン、その他不燃物 50kg500 円。土砂、コンクリート、レ ンガ、タイル 100kg500 円(車両の最大積載量)
鈴鹿市	20kg 当たり 210 円(20kg 未満の端数があるときは 20kg とみなす)
名張市	可燃ごみは 50kg ごとに 150 円、不燃ごみは 100kg ごとに 300 円
尾鷲市	車両の最大積載量 500kg までは 1,000 円、1,000kg までは 2,000 円、1,500kg までは 3,000 円、2,000kg までは 4,000 円、2,000kg を超える 1,000kg ごとに 2,000 円を加算
亀山市	10kg 当たり 100 円
鳥羽市	1t 当たり 5,000 円
熊野市	可燃ごみは 10kg 当たり 60 円、生ごみは 5 円/kg、ガラス、レンガ、タイル、瓦、陶器は 1t 未満 1,000 円、1t 以上 2t 未満 4,000 円、2t 以上 4t 未満 8,000 円、4t 以上 16,000 円
久居市	可燃は 100kg 当たり 1,500 円、その他は車両の最大積載量が 500kg 未満は 5,000 円、 500kg 以上 1t 未満の車両は 8,500 円、1t 車両は 17,000 円、1t を越える際は 500kg 増す ごとに 8,500 円を 17,000 円に加算
いなべ市	100kg 以下 1,500 円、100kg を超えるとき 10kg 当たり 150 円
多度町	100kg 以下 1,500 円、100kg を超えるとき 10kg 当たり 150 円

市町村名	ごみ処分単価
長島町	100kg 以下 1,500 円、100kg を超えるとき 10kg 当たり 150 円
木曾岬町	100kg 以下 1,500 円、100kg を超えるとき 10kg 当たり 150 円
東員町	100kg 以下 1,500 円、100kg を超えるとき 10kg 当たり 150 円
菰野町	100kg 以下 1,000 円、100kg を超えるとき 10kg ごとに 100 円
楠町	1,000kg までは 20kg ごと 210 円、2,000kg までは 20kg ごと 250 円、3,000kg までは 20kg ごと 260 円、3,000kg 以上は 20kg ごと 270 円
朝日町	搬入量が 100kg 以下のとき 1,600 円、100kg を超えるときは 10kg 当たり 160 円
川越町	搬入量が 100kg 以下のとき 1,600 円、100kg を超えるときは 10kg 当たり 160 円
関町	1kg 当たり 10 円
河芸町	10kg 当たり 60 円(可燃ごみのみを町の焼却施設で受け入れ)
芸濃町	可燃:20 円/kg、不燃・粗大:運搬車最大積載量が 500kg 未満の車両は 5,000 円、同 500kg 以上 1t 未満の車両は 8,500 円、同 1t の車両は 17,000 円、同 1t を超える車両は 1t 車の使用料に 1t を超える積載量が 500kg 増すごとに 8,500 円を加算
美里村	可燃:20 円/kg、不燃・粗大:運搬車最大積載量が 500kg 未満の車両は 5,000 円、同 500kg 以上 1t 未満の車両は 8,500 円、同 1t の車両は 17,000 円、同 1t を超える車両は 1t 車の使用料に 1t を超える積載量が 500kg 増すごとに 8,500 円を加算
安濃町	可燃:20 円/kg、不燃・粗大:運搬車最大積載量が 500kg 未満の車両は 5,000 円、同 500kg 以上 1t 未満の車両は 8,500 円、同 1t の車両は 17,000 円、同 1t を超える車両は 1t 車の使用料に 1t を超える積載量が 500kg 増すごとに 8,500 円を加算

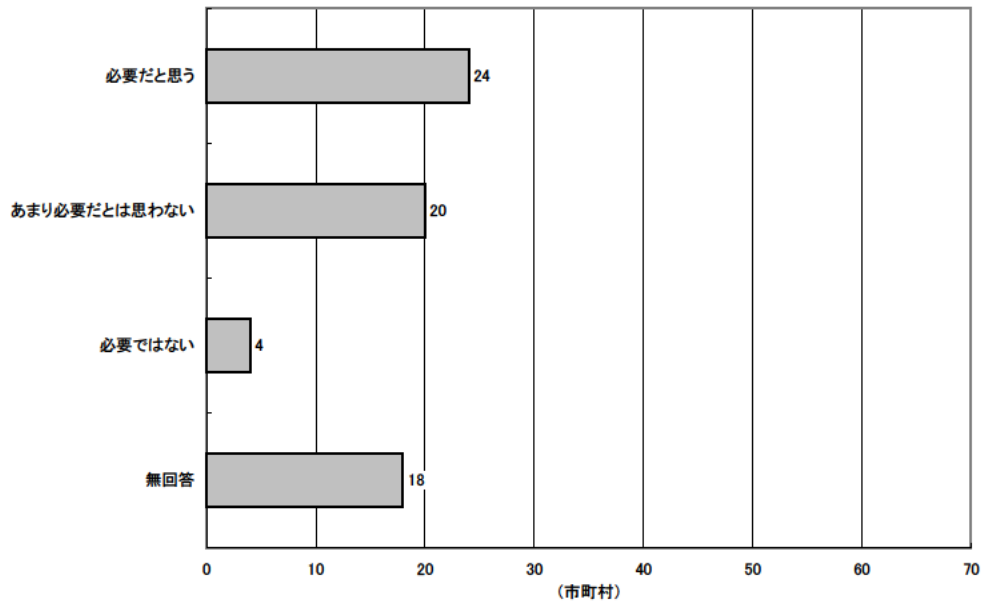
香良洲町	可燃は 100kg 当たり 1,500 円、その他は車両の最大積載量が 500kg 未満は 5,000 円、500kg 以上 1t 未満の車両は 8,500 円、1t 車両は 17,000 円、1t を越える際は 500kg 増すごとに 8,500 円を 17,000 円に加算
一志町	可燃は 100kg 当たり 1,500 円、その他は車両の最大積載量が 500kg 未満は 5,000 円、500kg 以上 1t 未満の車両は 8,500 円、1t 車両は 17,000 円、1t を越える際は 500kg 増すごとに 8,500 円を 17,000 円に加算
白山町	可燃は 100kg 当たり 1,500 円、その他は車両の最大積載量が 500kg 未満は 5,000 円、500kg 以上 1t 未満の車両は 8,500 円、1t 車両は 17,000 円、1t を越える際は 500kg 増すごとに 8,500 円を 17,000 円に加算
嬉野町	可燃は 100kg 当たり 1,500 円、その他は車両の最大積載量が 500kg 未満は 5,000 円、500kg 以上 1t 未満の車両は 8,500 円、1t 車両は 17,000 円、1t を越える際は 500kg 増すごとに 8,500 円を 17,000 円に加算
美杉村	可燃は 100kg 当たり 1,500 円、その他は車両の最大積載量が 500kg 未満は 5,000 円、500kg 以上 1t 未満の車両は 8,500 円、1t 車両は 17,000 円、1t を越える際は 500kg 増すごとに 8,500 円を 17,000 円に加算
三雲町	可燃は 100kg 当たり 1,500 円、事業系不燃は受け入れなし
飯南町	10kg 当たり 100 円
飯高町	10kg 当たり 100 円
多気町	10kg で 100 円、10kg ごとに 100 円
明和町	160kg 未満は無料、160kg は 1,680 円、160kg を超える場合は 20kg ごとに 210 円を 1,680 円に加算
大台町	10kg 当たり 100 円
勢和村	10kg 当たり 100 円
宮川村	10kg 当たり 100 円
玉城町	160kg 未満は無料、160kg は 1,680 円、160kg を超える場合は 20kg ごとに 210 円を 1,680 円に加算
二見町	160kg 未満は無料、160kg は 1,680 円、160kg を超える場合は 20kg ごとに 210 円を 1,680 円に加算
小俣町	160kg 未満は無料、160kg は 1,680 円、160kg を超える場合は 20kg ごとに 210 円を 1,680 円に加算
南勢町	魚介類処理残骨 1kg 当たり 5 円、粗大可燃物(木材、ベッド、タンス等)1kg 当たり 3 円
南島町	可燃:10kg 当たり 30 円、粗大ごみ(その他不燃物を含む):1 個当たり 200 円

市町村名	ごみ処分単価
大宮町	10kg 当たり 100 円
紀勢町	10kg 当たり 100 円
御菌村	160kg 未満は無料、160kg は 1,680 円、160kg を超える場合は 20kg ごとに 210 円を 1,680 円に加算
大内山村	10kg 当たり 100 円
度会町	160kg 未満は無料、160kg は 1680 円、160kg を超える場合は 20kg ごとに 210 円を 1,680 円に加算
伊賀町	可燃ごみ 50kg500 円。金属、紙、布、ビン、その他不燃物 50kg500 円。土砂、コンクリート、レンガ、タイル 100kg500 円(車両の最大積載量)
島ヶ原村	可燃ごみ 50kg500 円。金属、紙、布、ビン、その他不燃物 50kg500 円。土砂、コンクリート、レンガ、タイル 100kg500 円(車両の最大積載量)
阿山町	可燃ごみ 50kg500 円。金属、紙、布、ビン、その他不燃物 50kg500 円。土砂、コンクリート、レンガ、タイル 100kg500 円(車両の最大積載量)
大山田村	可燃ごみ 50kg500 円。金属、紙、布、ビン、その他不燃物 50kg500 円。土砂、コンクリート、レンガ、タイル 100kg500 円(車両の最大積載量)
青山町	可燃ごみは 50kg ごとに 150 円、不燃ごみは 100kg ごとに 300 円
浜島町	可燃と資源: 指定ごみ袋(45 リットル入り 100 円/1 枚、35 リットル入り 50 円、10 リットル入り 35 円)、不燃:100kg まで 400 円、100kg 以上は 10kg ごとに 40 円加算(端数は切り上げ)
大王町	20kg 未満は無料、20kg 以上 100kg 未満は 300 円、100kg 以上は 10kg ごとに 30 円加算(端数は切り上げ)
志摩町	100kg まで 500 円、100kg 以上は 100kg ごとに 500 円加算(端数は切り上げ)
阿児町	可燃は 100kg まで 300 円、100kg 以上 200kg 未満 600 円、200kg 以上 300kg 未満 900 円、300kg 以上 500kg 未満 1,600 円、500kg 以上 1,000kg 未満 3,400 円、1,000kg 以上 1,500kg 未満 5,300 円、1,500kg 以上 2,000kg 未満 7,300 円、以降 100kg 増すごとに 500 円加算 不燃は 100kg までは 300 円、10kg 増すごとに 30 円加算
磯部町	100kg まで 300 円、100kg 以上は 10kg ごとに 30 円加算(端数は切り上げ)
紀伊長島町	可燃:100kg まで 300 円、100kg を超えるものについては 100kg 単位ごとに 200 円増。不燃(廃材): 車両の最大積載量で 500kg 未満は 1,100 円、500kg 以上 1,000kg 未満は 2,100 円、1,000kg 以上 2,000kg 未満は 4,100 円、2,000kg 以上に関しては 1,000kg 増すごとに 2,000 円が 4,100 円に加算される
海山町	500kg 以下は 510 円、501kg 以上 1t 以下は 1,030 円、1t 増すごとに 1,030 円増加
御浜町	(事業系ごみの受け入れなし)
紀宝町	(事業系ごみの受け入れなし)
紀和町	(事業系ごみの受け入れなし)
鶴殿村	利用料 1 ヶ月 1,000 円(堆肥化のため生ごみのみ利用料を徴収)

(2) 事業系ごみについて、ごみ処理手数料の見直しは必要だと思いますか。(〇は1つ)

事業系ごみ処理手数料見直しの必要性については、「必要だと思う」が 24 市町村、「あまり必要だとは思わない」と「必要ではない」をあわせて 24 市町村と同数になっている。

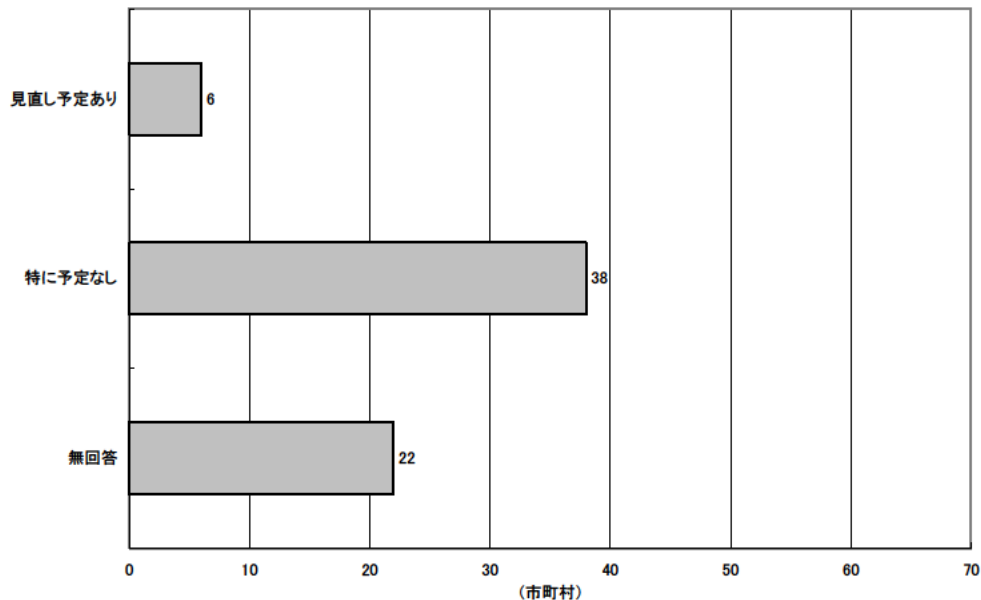
図表 89 事業系ごみ処理手数料見直しの必要性



(3) ごみ処理手数料見直しの予定はありますか。(〇は1つ)

事業系ごみ処理手数料の見直し予定については、38 市町村が「特に予定なし」としているが、「見直し予定あり」も 6 市町村ある。

図表 90 事業系ごみ処理手数料見直し予定



(4) ((3)が「1 見直し予定あり」の場合のみ)

見直しをする場合、減量化以外の理由があれば具体的にお書きください。

「見直し予定あり」の市町村の具体的理由としては、近隣市町村との整合や合併に伴う改定といった点があげられている。

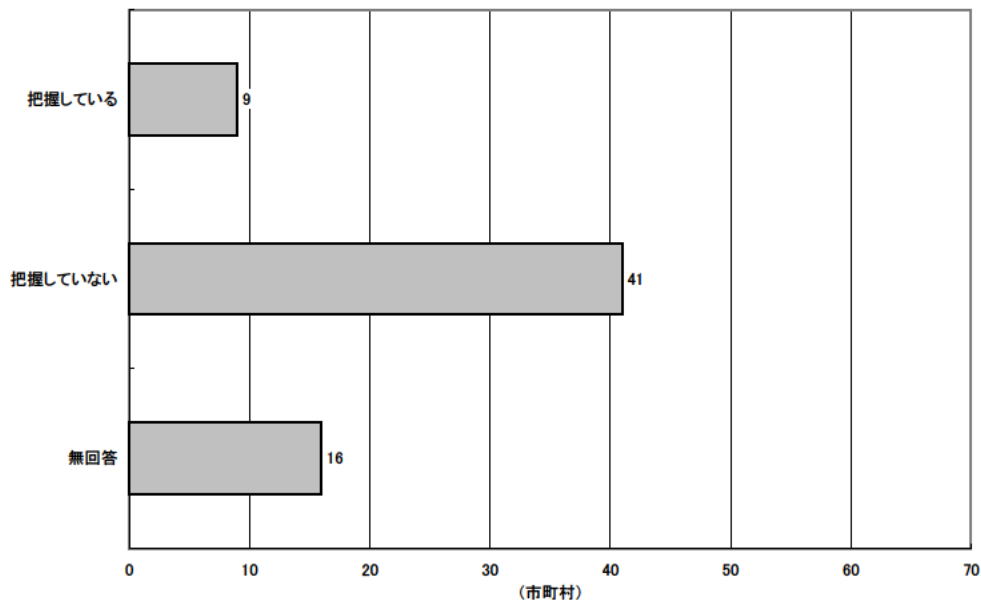
- 近隣市町村との整合
- 周辺市町村に比べ安いと、市域外ごみの搬入の恐れがある。家庭ごみの有料化をする場合には、料金も必然的に上げることとなる。
- 市町村合併に伴う、手数料統一。

問 17 多量排出事業者対策についてお答えください。

(1) 多量に事業系ごみを排出している事業所を把握していますか。(〇は1つ)

多量排出事業者の把握状況については、「把握していない」が41市町村と、「把握している」の9市町村を大きく上回っている。

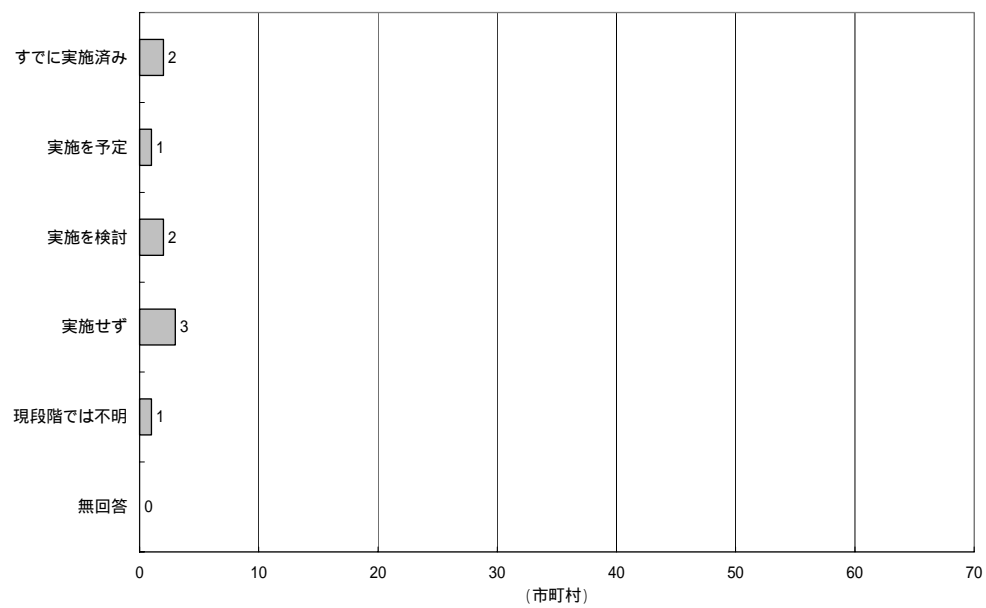
図表 91 多量排出事業者の把握



(2) ((1)が「1 把握している」場合のみ)
事業所に廃棄物減量計画書等を提出してもらっていますか。(〇は1つ)

多量排出事業者を把握している市町村における廃棄物減量計画書等の提出の有無については、「すでに実施済み」が2市町村、「実施を予定」と「実施を検討」をあわせて3市町村、「実施せず」は3市町村となっている。

図表 92 廃棄物減量計画書等の提出



(3) ((1)が「1 把握している」場合のみ)

廃棄物減量計画書以外では、多量に事業系ごみを排出する事業所に対してどのような指導を行っていますか。具体的にお書きください。

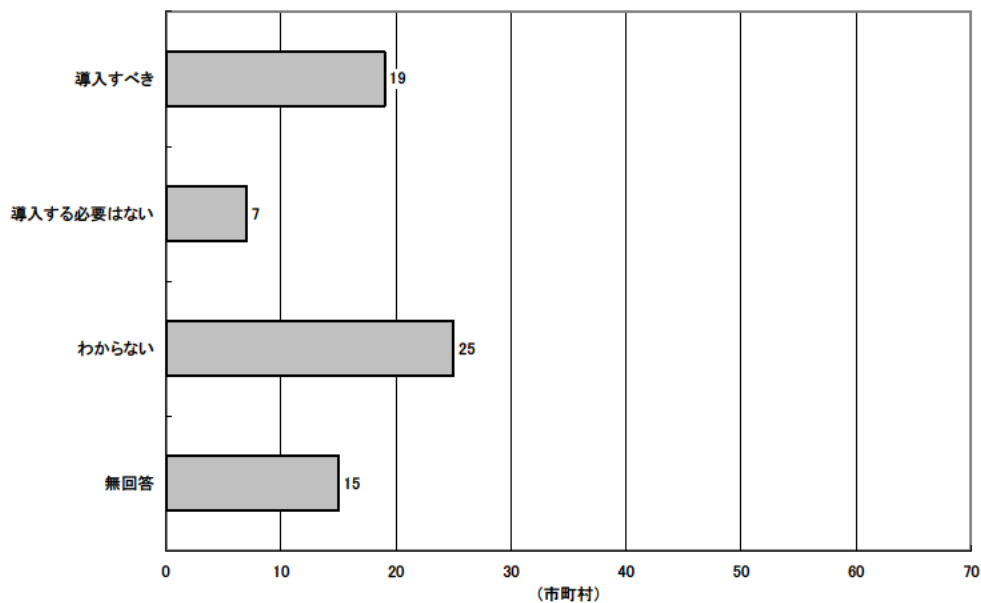
多量排出事業者に対する指導方法としては、ごみの抜き取り検査や許可更新時の聴き取り、訪問指導などがあげられている。

- 月に1回、焼却施設で事業系ごみのごみ検査(ピット前指導)を行っており、分別等できていない場合、排出元へ分別指導を行なっている。
- 許可更新時による面談、聴き取り
- 正しい排出方法をとっているか、各事業所に出向き確認・啓発指導を実施(H15年度事業)

(4) 多量に廃棄物を排出する事業所とその処理ルートを特定するために、事業系一般廃棄物についてもマニフェスト制度を導入することについてどう考えますか。(○は1つ)

事業系一般廃棄物へのマニフェスト制度の導入については、「導入すべき」が19市町村あり、「導入する必要はない」の7市町村を上回っている。「わからない」は25市町村ある。

図表 93 マニフェスト制度の導入に対する考え方

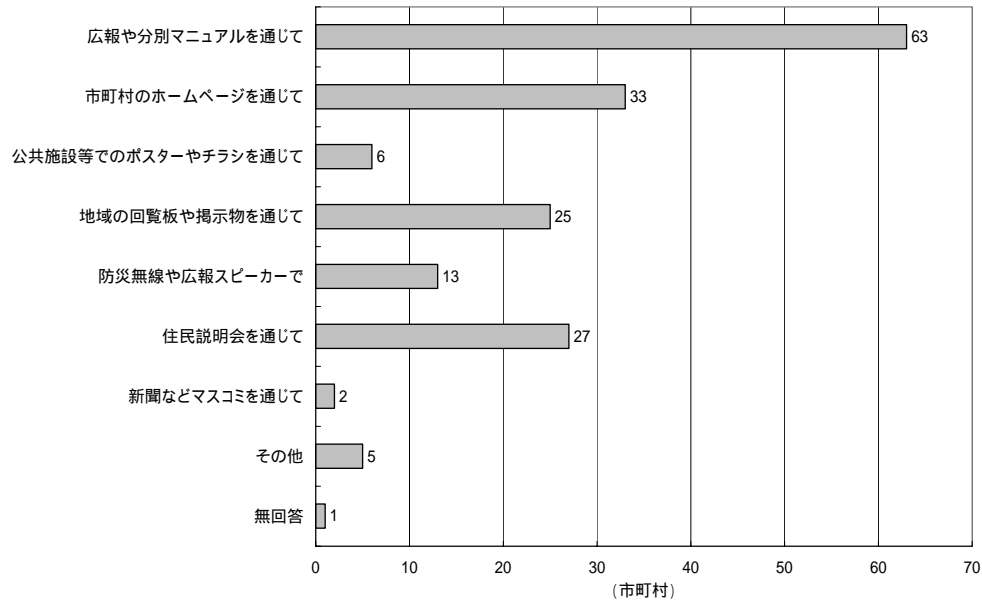


(6) 住民・事業者との連携等について

問 18 住民や事業者に対する情報提供は、主にどのような方策によっていますか。(は3つまで)

情報提供の方策については、「広報や分別マニュアルを通じて」が 63 市町村と最も多く、以下、「市町村のホームページを通じて」(33 市町村)、「住民説明会を通じて」(27 市町村)、「地域の回覧板や掲示物を通じて」(25 市町村)と続く。
「その他」では、「ケーブルテレビを通じて」が 4 市町村ある。

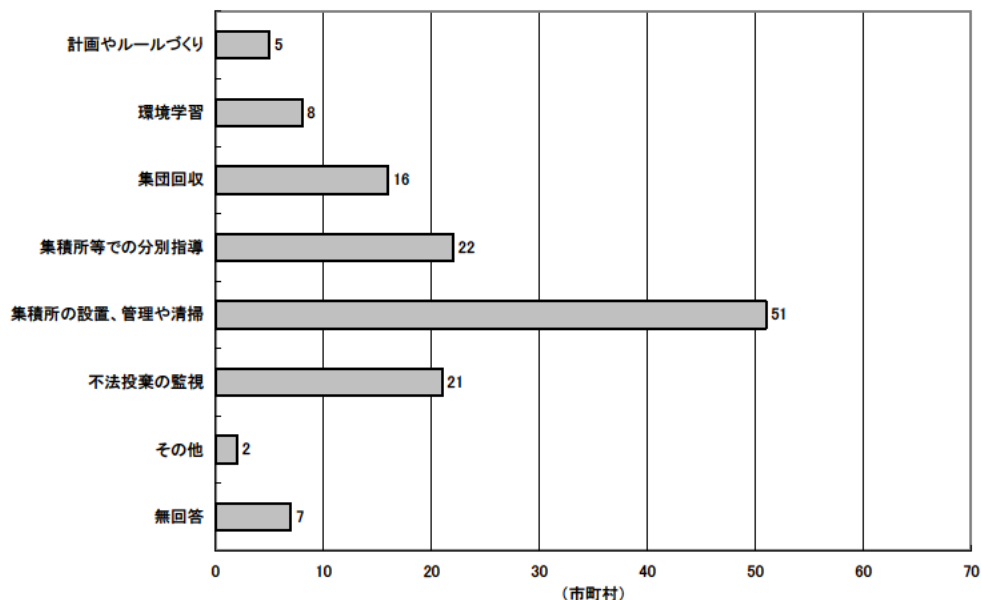
図表 94 情報提供の方策



問 19 行政が実施する施策の中で、自治会と連携をとって進めているものはありますか。
 (あてはまるすべてに○)

自治会と連携した施策については、「集積所の設置、管理や清掃」が 51 市町村と最も多く、以下、「集積所等での分別指導」(22 市町村)、「不法投棄の監視」(21 市町村)と続く。

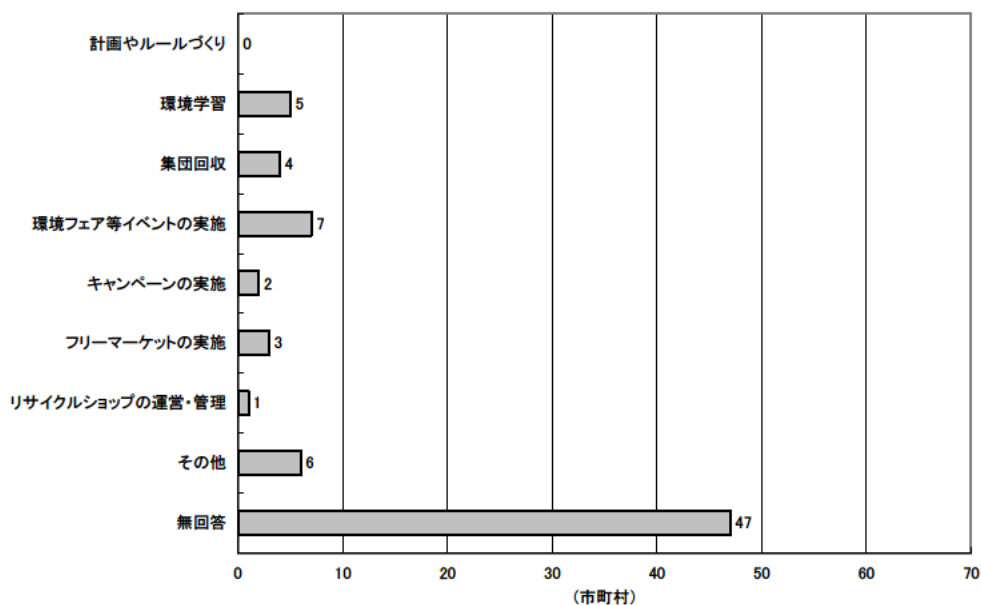
図表 95 自治会と連携した施策



問 20 行政が実施する施策の中で、NPOと連携をとって進めているものはありますか。
 (あてはまるすべてに○)

NPO と連携した施策については、「環境フェア等イベントの実施」の 7 市町村、「環境学習」の 5 市町村が上位を占める。

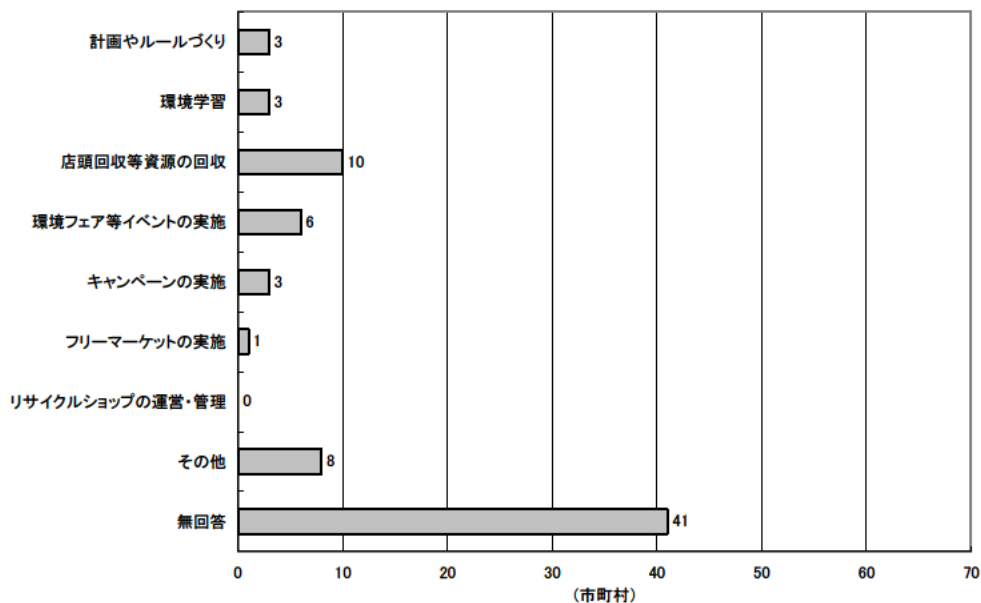
図表 96 NPO と連携した施策



問 21 行政が実施する施策の中で、事業者と連携をとって進めているものはありますか。
 (あてはまるすべてに○)

事業者と連携した施策としては、「店頭回収等資源の回収」が 10 市町村、「環境フェア等イベントの実施」が 6 市町村となっている。
 「その他」は、マイバック運動、生ごみ堆肥化事業などの施策である。

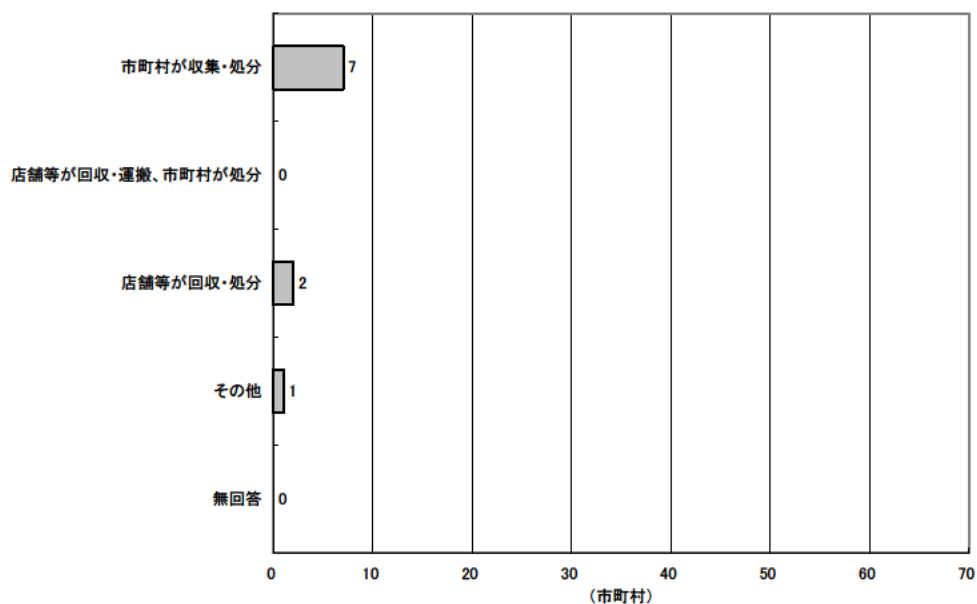
図表 97 事業者と連携した施策



問 22 (問 21 で「3 店頭回収など資源の回収」で連携している場合のみ)
 店頭回収はどのように行っていますか。(○は1つ)

店頭回収等による資源の回収については、回収された資源を「市町村が収集・処分」するところが 7 市町村、店舗等が回収から処分まで行うところが 2 市町村となっている。

図表 98 店頭回収の実施状況

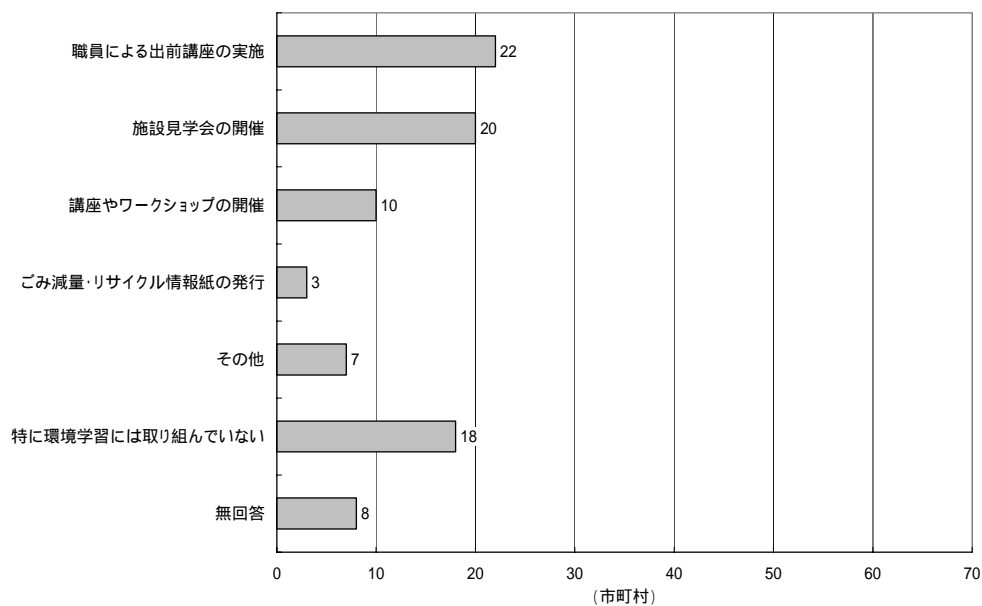


問 23 次のうち、どのような環境学習の取り組みをしていますか。(はいくつでも)

環境学習に対する取り組みとしては、「職員による出前講座の実施」(22 市町村)、「施設見学会の開催」(20 市町村)が上位を占める。一方、「特に環境学習には取り組んでいない」が18市町村ある。

「その他」の意見としては、小学生対象の副読本の作成、ごみ減量・リサイクルのポスターコンクール、生ごみ堆肥化の学習会、イベント時の環境コーナーの設置などの取り組みがあげられている。

図表 99 環境学習に対する取り組み

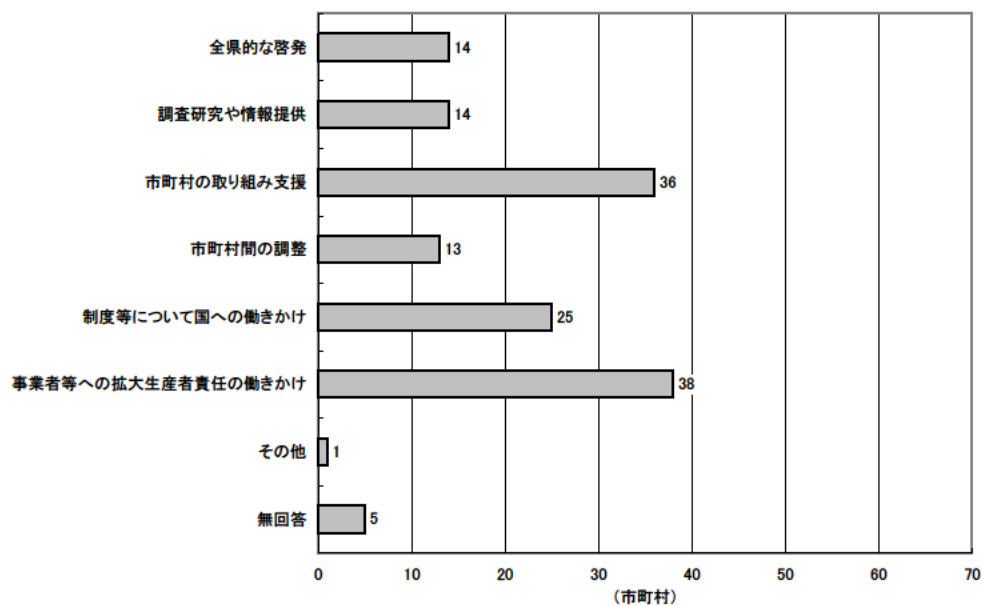


(7) 県に期待する役割について

問 24 貴自治体では、県に対してどのような役割を期待していますか。(〇は3つまで)

県に期待する役割については、「事業者等への拡大生産者責任の働きかけ」(38 市町村)、「市町村の取り組み支援」(36 市町村)、「制度等について国への働きかけ」(25 市町村)が上位を占める。

図表 100 県に期待する役割



3. アンケート調査原票

市町村ごみ処理状況調査

◎ 家庭系ごみの減量・リサイクル施策についてお聞きします。

問1 次の品目について、該当する処理方法に○を付けてください。なお、今後1年以内に処理方法を変更する品目については、「変更予定の有無」欄に○を付けてください。

品目		処理方法	あてはまる欄に○					備考(※)
			焼却処理	埋立処分	資源化		RDF	
				容リ法ルート	その他			
容リ法対象外	生ごみ(台所ごみ)			/				
	せん定枝			/				
	新聞			/				
	雑誌			/				
	衣類・布類			/				
	プラスチック			/				
容リ法対象	紙パック			/				
	段ボール			/				
	その他紙製容器包装							
	ペットボトル							
	白色トレイ							
	その他プラ製容器包装							
	アルミ缶			/				
	スチール缶			/				
	生きびん							
	ガラスびん(無色)							
	ガラスびん(茶色)							
ガラスびん(その他)								

※「備考」欄には、○を付けた処理方法以外に、重点的に取り組んでいる施策があれば記入してください。(記入例:生ごみの場合であれば、「焼却処理を基本としているものの、町域の一部では、分別した生ごみを町で収集し、堆肥化している。」といった感じで記入してください。)

問2 家庭系ごみについて、今後重点的に減量・リサイクルに取り組むべきだと考える品目は、次のうちどれですか。（〇は3つまで）

- | | | |
|------------|--------------|-------|
| 1 生ごみ | 2 草木類(せん定枝等) | 3 紙類 |
| 4 プラスチック類 | 5 金属類 | 6 びん類 |
| 7 衣類・布類 | | |
| 8 その他（具体的に | | ） |

問3 生ごみの堆肥化についてお聞きします。

(1) 生ごみの堆肥化について、現在実施中の取り組みはありますか。
（あてはまるすべてに〇）

- | | | |
|---------------------------------------|--|---|
| 1 生ごみ処理機やコンポスト容器の購入助成をしている | | |
| 2 NPOや地域団体等と連携して、地域で堆肥化を行っている | | |
| 3 市町村が自ら生ごみを分別収集し、直営あるいは委託によって堆肥化している | | |
| 4 その他（具体的に | | ） |
| 5 特に取り組んでいない | | |

(2) ((1)が「1 生ごみ処理機やコンポスト容器の購入助成をしている」場合のみ)
これらの購入助成によるごみ減量の効果は見られますか。（〇は1つ）

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 効果がある | 2 効果はない | 3 わからない |
|---------|---------|---------|

(3) ((1)が「1 生ごみ処理機やコンポスト容器の購入助成をしている」場合のみ)
この購入助成について、今後どのようにお考えですか。（〇は1つ）

- | | | |
|---------|--------------|----------|
| 1 現状のまま | 2 さらに普及拡大を図る | 3 縮小していく |
|---------|--------------|----------|

(4) (すべての方)

市町村が生ごみを分別収集し、直営あるいは委託によって堆肥化するとした場合、どのような課題が考えられますか。（〇は2つまで）

- | | | |
|----------------------------|--|---|
| 1 大量にできた堆肥の受入先が見つからない | | |
| 2 異物の混入で堆肥の品質が確保できない | | |
| 3 施設の設置や収集のための経費がかかる | | |
| 4 施設や集積所の設置に住民の理解や協力が得られない | | |
| 5 分別に手間がかかるなど住民への負担が大きい | | |
| 6 その他（具体的に | | ） |

(5) 生ごみ飼料化に取り組んでいますか。また今後取り組む予定はありますか。（〇は1つ）

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 現在取り組んでいる | 2 今後取り組む予定である |
| 3 取り組むかどうか検討している | 4 今後とも取り組む予定はない |
| 5 現段階ではわからない | |

(6) 生ごみのバイオガス化に取り組んでいますか。また今後取り組む予定はありますか。
(○は1つ)

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 現在取り組んでいる | 2 今後取り組む予定である |
| 3 取り組むかどうか検討している | 4 今後とも取り組む予定はない |
| 5 現段階ではわからない | |

問4 集団回収についてお聞きします。

(1) どのような団体が集団回収に取り組んでいますか。(あてはまるすべてに○)

- | | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 1 子ども会 | 2 PTA | 3 自治会 | 4 婦人会 |
| 5 老人会 | 6 NPO | 7 その他 | |

(2) 集団回収活動に対する助成制度を設けていますか。(○は1つ)

- 1 設けている (⇒ 助成単価は、回収量キログラム当たり _____ 円)
- 2 設けていない

(3) 今後の集団回収活動について、どのようにお考えですか。(○は1つ)

- 1 さまざまな支援策を講じ、推進すべきである
- 2 現行のまま
- 3 助成金等支援制度は縮小し、各実施団体にゆだねる

(4) 集団回収活動を活性化するためには、どのような施策が必要だと考えますか。
(○は2つまで)

- 1 広報・啓発による新たな回収団体の掘り起こし
- 2 助成金の引き上げ
- 3 助成対象品目の拡大
- 4 収集カレンダーに載せるなど市町村収集の一環として位置づける
- 5 その他 (具体的に _____)

問5 ごみ減量・リサイクル促進策として次の取り組みをしていますか。
(あてはまるすべてに○)

- 1 レジ袋削減運動・マイバッグ持参運動の展開
- 2 環境にやさしいエコショップの認定
- 3 デポジット制の実施
- 4 その他 (具体的に _____)

◎ 分別ルールについて

問6 家庭から出されるごみはきちんと分別されていますか。(〇は1つ)

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 きちんと分別されている (⇒問 8へ) | 2 だいたい分別されている (⇒問 8へ) |
| 3 あまり分別されていない | 4 分別されていない |

問7 (問6が「3 あまり分別されていない」「4 分別されていない」場合のみ) きちんと分別されていない理由としてどのようなことが考えられますか。(〇は2つまで)

- 1 分別ルールが複雑でわかりにくい
- 2 洗う、キャップをはずす、ラベルをはがすなど、分別に手間がかかりすぎる
- 3 分別ルールが周辺市町村と異なり、住民に戸惑いがある
- 4 住民への啓発・周知が十分行き届いていない
- 5 その他 (具体的に)

問8 (すべての方) 分別ルールを統一することについてお聞きします。

(1) 貴自治体では周辺市町村と分別ルールを統一することについてどう考えますか。(〇は1つ)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 賛成 | 2 どちらかと言えば賛成 |
| 3 どちらかと言えば反対 | 4 反対 |

(2) 賛成、あるいは反対の理由を具体的にお聞かせください。

.....

.....

.....

◎ 家庭系可燃ごみの有料制について

問9 家庭系可燃ごみの有料制についてお聞きします。

※ ここで言う「有料制」とは、単なる指定袋制ではなく、ごみ処理手数料を徴収するしくみを言います。環境省・中央環境審議会は有料化に関する検討に着手し、来年はじめにも基本方針をまとめる予定です。

(1) 貴自治体ではごみの有料制を導入していますか。(〇は1つ)

- 1 すでに導入済み (導入年度 ⇒ 平成____年度)
- 2 導入を予定 (導入予定年度 ⇒ 平成____年度) (⇒(3)へ)
- 3 導入を検討 (⇒(5)へ)
- 4 導入しない (⇒(5)へ)
- 5 現段階ではわからない (⇒(5)へ)

- (2) ((1)が「1 すでに導入済み」の場合のみ)
 手数料金額はいくらですか。袋のサイズとその金額をご記入ください。

袋のサイズ	手数料金額	
リットル相当	1枚	円
リットル相当	1枚	円
リットル相当	1枚	円
リットル相当	1枚	円

- (3) ((1)が「1 すでに導入済み」「2 導入を予定」の場合のみ)
 徴収した手数料はどのように使われていますか、使われる予定ですか。(○は1つ)

- 1 ごみ減量やリサイクル施策に充当する
- 2 環境施策全般に充当する
- 3 その他特定の用途に充当する
(具体的に)
- 4 用途は特定せず一般財源に繰り入れる

- (4) ((1)が「1 すでに導入済み」「2 導入を予定」の場合のみ)
 有料制を導入した、あるいは導入を予定する目的は何ですか。(○は2つまで)

- 1 ごみの減量化の促進
- 2 リサイクルの促進
- 3 ごみ減量やリサイクル意識の醸成
- 4 ごみ減量・リサイクルに取り組む人とそうでない人との負担の公平化
- 5 ごみ処理に要する財源の確保
- 6 周辺市町村とのバランス
- 7 その他 (具体的に)

- (5) (すべての方)
 ごみ有料化を検討する際、どのような点を重視すべきだと考えますか。
 (○は重要なもの3つまで)

- 1 ごみを多く出す人ほどたくさん支払う公平なくみとすること
- 2 家計への負担が少ない料金とすること
- 3 ごみ減量に効果があるよう、ごみを出すたびにある程度の負担が感じられる料金とすること
- 4 一人ひとりが取り組めるごみ減量メニューを配布すること
- 5 有料化によって得られた成果をきちんと説明すること
- 6 ごみにならない製品づくり、商品販売を働きかけること
- 7 ルール違反(不法投棄など)を許さないこと
- 8 有料化だけでなく、他のごみを減らすための方法を併せて検討すること
- 9 有料化により減ったごみ処理分の税金を、他の用途(福祉や教育等)に使うことを検討すること
- 10 その他 (具体的に)

◎ 戸別収集について

問10 可燃ごみについて、ごみを集積所ではなく玄関先から収集する戸別収集を導入していますか。(〇は1つ)

- 1 一部地域で導入している (⇒問 11へ) 2 まったく導入していない (⇒問 12へ)

問11 (問 10が「1 一部地域で導入している」場合のみ)

今後の戸別収集について、どのような方針を持っていますか。(〇は1つ)

- 1 導入地域を順次拡大していく予定
2 現状のままとする予定
3 導入地域を順次縮小していく予定
4 現段階ではわからない
- } (⇒問 13へ)

問12 (問 10が「2 まったく導入していない」場合のみ)

戸別収集について、今後どのような方針を持っていますか。(〇は1つ)

- 1 全域で導入する予定
2 一部地域で導入する予定
3 全域での導入について検討する予定
4 一部地域での導入について検討する予定
5 今後も導入しない (⇒問 14へ)
6 現段階ではわからない (⇒問 14へ)
- } (⇒問 13へ)

問13 (問 10が「1 一部地域で導入している」、あるいは問 12が「1 全域で導入する予定」「2 一部地域で導入する予定」「3 全域での導入について検討する予定」「4 一部地域での導入について検討する予定」の場合のみ)

導入している、あるいは導入を予定する目的は何ですか。(〇は2つまで)

- 1 ごみ減量化やリサイクル促進のため
2 きれいなごみ出しによって、町の美化促進につなげるため
3 高齢化などを背景とする住民サービス向上のため
4 持ち込みごみ防止など、不法投棄をなくすため
5 排出者が出すごみに責任を持つよう、意識啓発につなげるため
6 その他 (具体的に)

◎ 事業系ごみ(産廃除く)の減量・リサイクル施策について

問14 (すべての方)

事業系ごみについて、今後重点的に減量・リサイクルに取り組むべきだと考える品目は、次のうちどれですか。(〇は3つまで)

- | | | |
|-----------|--------------|-------|
| 1 生ごみ | 2 草木類(せん定枝等) | 3 紙類 |
| 4 プラスチック類 | 5 金属類 | 6 びん類 |
| 7 衣類・布類 | 8 その他(具体的に |) |

問15 事業系ごみの排出ルールについてお聞きします。

(1) 事業系ごみを受け入れる際、分別基準はありますか。(〇は1つ)

- 1 家庭系ごみと同じ分別基準で受け入れている
- 2 家庭系ごみとは異なる分別基準で受け入れている
(⇒分別基準を具体的に)
(※ 記入に代えて分別基準が記載された表等を添付していただいても結構です)
- 3 分別基準はない (⇒(3)へ)

(2) ((1)が「1 家庭系ごみと同じ分別基準で受け入れている」「2 家庭系ごみとは異なる分別基準で受け入れている」場合のみ)

上記ルールを守らない搬入者に対してどのような措置を講じていますか。
(あてはまるすべてに〇)

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1 口頭による指導 | 2 書面による指導 | 3 超過料金の徴収 |
| 4 搬入停止措置 | 5 その他(具体的に |) |
| 6 特になし | | |

(3) (すべての方)

事業系ごみに関し、どのような問題点がありますか。(〇は3つまで)

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 分別がきちんとされない | 2 中身の確認ができない |
| 3 排出事業者が特定できない | 4 減量化のための施策が講じにくい |
| 5 増加傾向にある | |
| 6 その他(具体的に |) |

問16 ごみ処理手数料についてお聞きします。

(1) 施設で受け入れるごみの処分単価はいくらですか。(記入に代えて料金表を添付していただいても結構です)

具体的に _____

- (2) 事業系ごみについて、ごみ処理手数料の見直しは必要だと思いますか。(〇は1つ)
- 1 必要だと思う 2 あまり必要だとは思わない 3 必要ではない
- (3) ごみ処理手数料見直しの予定はありますか。(〇は1つ)
- 1 見直し予定あり(予定年度⇒平成____年度、手数料額⇒_____)
- 2 特に予定なし(⇒問17へ)
- (4) ((3)が「1 見直し予定あり」の場合のみ)
見直しをする場合、減量化以外の理由があれば具体的にお書きください。
- _____
- _____
- _____

問17 (すべての方)

多量排出事業者対策についてお答えください。

- (1) 多量に事業系ごみを排出している事業所を把握していますか。(〇は1つ)
- 1 把握している 2 把握していない(⇒(4)へ)
- (2) ((1)が「1 把握している」場合のみ)
事業所に廃棄物減量計画書を提出してもらっていますか。(〇は1つ)
- 1 すでに実施済み
(⇒ 対象事業所の要件_____)
- 2 実施を予定(⇒ 実施予定 平成____年頃)
(⇒ 対象事業所の要件_____)
- 3 実施を検討
- 4 実施せず
- 5 現段階ではわからない
- (3) ((1)が「1 把握している」場合のみ)
廃棄物減量計画書以外では、多量に事業系ごみを排出する事業所に対してどのような指導を行っていますか。具体的にお書きください。
- _____
- _____
- _____

- (4) (すべての方)
多量に廃棄物を排出する事業所とその処理ルートを特定するために、事業系一般廃棄物についてもマニフェスト制度を導入することについてどう考えますか。(〇は1つ)
- 1 導入すべき 2 導入する必要はない 3 わからない

◎ 住民・事業者との連携等について

問18 住民や事業者に対する情報提供は、主にどのような方策によっていますか。
(○は3つまで)

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1 各戸配布の広報や分別マニュアルを通じて | 2 市町村のホームページを通じて |
| 3 公共施設などでのポスターやチラシを通じて | 4 地域の回覧板や掲示物を通じて |
| 5 防災無線や広報スピーカーで | 6 住民説明会を通じて |
| 7 新聞などマスコミを通じて | |
| 8 その他 (具体的に |) |

問19 行政が実施する施策の中で、自治会と連携をとって進めているものはありますか。
(あてはまるすべてに○)

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1 計画やルールづくり | |
| 2 環境学習(施設見学や学習会など) | |
| 3 集団回収 | |
| 4 集積所等での分別指導(分別指導員や集積所の立ち番など) | |
| 5 集積所の設置、管理や清掃 | |
| 6 不法投棄の監視 | |
| 7 その他 (具体的に |) |

問20 行政が実施する施策の中で、NPOと連携をとって進めているものはありますか。
(あてはまるすべてに○)

- | | |
|--------------------|---|
| 1 計画やルールづくり | |
| 2 環境学習(施設見学や学習会など) | |
| 3 集団回収 | |
| 4 環境フェアなどイベントの実施 | |
| 5 キャンペーンの実施 | |
| 6 フリーマーケットの実施 | |
| 7 リサイクルショップの運営・管理 | |
| 8 その他 (具体的に |) |

問21 行政が実施する施策の中で、事業者と連携をとって進めているものはありますか。
(あてはまるすべてに○)

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1 計画やルールづくり | 2 環境学習(施設見学や学習会など) |
| 3 店頭回収など資源の回収 (⇒問 22へ) | 4 環境フェアなどイベントの実施 |
| 5 キャンペーンの実施 | 6 フリーマーケットの実施 |
| 7 リサイクルショップの運営・管理 | |
| 8 その他 (具体的に |) |

問22 (問21で「3 店頭回収など資源の回収」で連携している場合のみ)
店頭回収はどのように行っていますか。(〇は1つ)

- 1 ショッピングセンター等を回収拠点として位置づけ、回収されたごみは市町村が収集・処分している
- 2 ショッピングセンター等は回収して市町村の処理施設に搬入し、市町村はそれを処分するという形で役割分担をしている
- 3 ショッピングセンター等に回収も、処分も任せている
- 4 その他(具体的に)

問23 (すべての方)

次のうち、どのような環境学習の取り組みをしていますか。(〇はいくつでも)

- 1 職員による出前講座の実施
- 2 施設見学会の開催
- 3 講座やワークショップの開催
- 4 ごみ減量・リサイクル情報紙の発行
- 5 その他(具体的に)
- 6 特に環境学習には取り組んでいない

◎ 県に期待する役割について

問24 貴自治体では、県に対してどのような役割を期待していますか。(〇は3つまで)

- 1 全県的な啓発(キャンペーン等の実施)
- 2 調査研究や情報提供
- 3 市町村の取り組み支援
- 4 市町村間の調整
- 5 制度等について国への働きかけ
- 6 事業者や業界に対する拡大生産者責任の働きかけ
- 7 その他(具体的に)

●ごみゼロ社会を創っていくにあたってご意見等あれば、自由にご記入ください。

質問は以上です。お忙しいところご協力いただき、どうもありがとうございました。

なお、三重県のごみゼロホームページ（<http://www.eco.pref.mie.jp/gyousei/keikaku/gomi0/zero/>）もぜひご覧ください。ホームページには、「ごみゼロ社会実現プラン」の策定状況や各種催しに関する情報を掲載しています。

貴市町村名	
ご担当部署名	
ご担当者名	
電話番号／ファックス番号	
Eメールアドレス(ある場合)	